
平成19年第4回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成19年6月19日(火)

1. 議事日程第3号

平成19年6月19日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番	尾方嗣男	2番	工藤重信
3番	河野博文	4番	菅原一
5番	佐藤左俊	6番	柳井田英徳
7番	松本義臣	8番	清藤一憲
9番	江藤徳美	10番	宿利俊行
11番	秦時雄	12番	高田修治
13番	藤本勝美	14番	日隈久美男
15番	後藤勲	16番	片山博雅

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 芝原哲夫 議事係長 穴井陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 小林公明 副町長 日隈紀生

教 育 長	西 野 重 正	総 務 課 長 兼自治振興室長	坪 井 万 里
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建設課長兼 公園整備室長	合 原 正 則	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	麻 生 長 三 郎
商工観光課長	河 島 広 太 郎	水 道 課 長	佐 藤 健 一
会計管理者兼 会 計 課 長	大 蔵 喜 久 男	人権同和啓発 センター所長	吉 野 多 紀 江
学校教育課長	宿 利 博 実	社会教育課長 兼中央公民館長	小 川 敬 文
社会教育課参事	森 高 三	わらべの館館長	酒 井 恵 一 郎
行 政 係 長	村 木 賢 二		

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

本日の会議に早退の届けが提出されておりますので、報告いたします。

15番後藤 勲君、所用のため午後早退の届けが提出されています。

ただ今の出席議員は全員であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（片山博雅君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許可します。

本日定例会の質問者は5名です。

よって、本日19日の1日間で行います。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君） おはようございます。

8番清藤一憲です。議席番号8番清藤一憲です。一問一答にてお願いいたします。

3月の議会で企業誘致の一般質問をしましたが、フォスター電機跡地に南部化成株式会社の進出が決まり、町民一同喜んでのことと思います。南部化成が大きく飛躍し、雇用の拡大につながることを願っています。

また、4月の選挙で玖珠町各地を回り、いろんな声を聞きました。「運動公園は造らない方がいい」、「運動公園は是非作ってくれ」、いろんな声でございます。町民がいろんな声を聞きながら各地を回って大変勉強になりました。今回の一般質問で、町民の方々の身近な質問をしたいと思います。

まず、1番目の質問です。

各地の伝統行事や地域づくりの団体に対して補助金カットは財政5ヶ年計画でカットされましたが、復活の考えはないかということでございます。

例えば山下の岩戸楽、これは県指定無形民俗文化財です。また、滝瀬楽、これも同じく県指定の民俗文化財です。大浦楽、玖珠町指定の無形民俗文化財などいろんなことがあります。1つの行事をするときは、出演者だけでなく家族全員で準備し、仕事が終わって夜遅くまで楽の練習をするそうです。わずかな補助金ですが、気持ちの問題ですということです。認められてるとやっぱり頑張ろうかという気持ちに非常になるんですが、額の大小の問題じゃなくて、町民に対する気持ちがほしいと、いうことを関係者は言っています。財政改革は分かりますが、是非またそういうことができないかというようなお話です。

また、各地区を回りましていろんな方がいろんな地域を守ってくれています。清田川に行くと、レンゲツツジを一生懸命守り、山浦に行くと棚田を守り、水を守りと、やっぱり各地の住まれる方が、それぞれ自分の地区を大切にしながら地区を大切にしているということでございますので、以上復活の予定はないかということで、一番初めの質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） おはようございます。ただ今、議員、事例で示されました山下岩戸楽、滝瀬楽など指定文化財保護につきましては、指定文化財保護負担金として平成16年度まで町一般財源で14団体に交付をまいりました。行財政改革プランに伴う検討項目として、ほぼ負担金について検討した結果、県下では、一般財源で負担金対応している市町村はないこと。補助額が少額であることなどにより、平成17年度から13箇所につきましては、個別での負担金は廃止いたしました。負担金廃止の代替処置といたしましては、玖珠町にとって重要な指定文化財であることから、玖珠町文化財保護条例に基づき無形文化財の保存のため必要があると認められるときや、有形文化財等自然災害時の応急処置や復旧も考えられますので、その必要が生じたときは、県の指導を仰ぎながら予算の範囲内で対処してまいる所存です。以上です。

○議 長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君） 課長ちょっとお聞きしますが、必要があるないというのは、どこがどうい

ふうに認めるわけですか。その分をちょっとお聞きしたいなど。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 文化財としての継承が困難とか、先ほど申しましたけど、自然災害等の復旧という部分で教育委員会が認めたときということになります。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） 私が言ってるのは、やはり守らなきゃならないことちゅうのはたくさんあるんじゃないかと。例えば、今、文化財として出したわけですけど、いろんな地域でいろんな地域づくりしてるわけです。だから、行政改革確かに分かります。基本的に、ずっと係ってききましたから。だけど、その一方的じゃないけど、わずかな額でも、本当に皆さんがやる気があるのをカットしていいのかということが非常に疑問でしたので、あえて今日はその質問したんですけど、もしできれば、やっぱり町民のやる気というものをどっかで引き出していきたいというふうに思いますし、もう一度杓子定規じゃなくて考えていただきたいなというふうに思っています。

それでは、ちょっと2番目の質問に移らせていただきます。

私自身が商売をしてる者として、次の質問に移りたいなど。

これもやっぱり選挙で各地を回って、いろんな町民の方からの声でございますけど、役場の事務用品、納品業者、それからリース会社、印刷物、建設業など、もう玖珠の在任の業者を使っていたきたいという声でございます。

建設業者に対しましては、平成16年第4回の一般質問でしたからお分かりと思いますけど、その後どうなってるかもちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

そのとき、建設課長だった中尾建設課長が、今後とも町内業者の育成の視点から、特殊な工事を除き町内業者に受注、発注の機会を、受注の機会を与えてまいりたいと思います。それから、下請けに対しては、可能な限り地元の業者に下請けができるようお願いしたいと思います。何か対応を考えていきたいと。大きな工事につきましては、できる限り共同企業体の発注を考えたいと。これからインター前や運動公園、いろんな工事がやっぱり大きく出てくると思いますが、そういうものについてどういうふうに考えておられるかということです。

やっぱり、一番言われるのが、町民が、ありとあらゆることですが、私たちは納税者なんだと、やっぱり地元町にお金を納めてる以上は、やっぱり地元に対してそれだけのメリットがないといかんということを常々言われますんで、そのへんを含めてお答え願いたいと思います。よろしく願います。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長兼自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 議員さんの質問にお答えをいたします。

質問の内容が、自治体の事務を進めるにおいて、すべての部署にいろんな意味で関係いたしますので、総括的に総務課の私の方から答弁をさせていただきます。

本町におけます公共事業や事務用品、各種委託事務の発注につきましては、地場産業の発展や玖珠

町内の企業の育成、そこで働く玖珠町民の生活安定ということを考慮したうえで、特殊な工事、業務委託等を除きまして、可能な限り町内業者に受注の機会を与えているところでございます。

建設工事の発注状況についてですが、平成18年度におきましては、土木工事43件のうち、すべて町内業者でございまして、100%の受注でございます。ちなみに、建築一式工事につきましては、5件のうち4件が町内業者でございます。17年度につきましては、土木工事、土木一式工事69件のうち、68件が町内業者でございます。率として98.55%となっております。

また、16年度につきましては、土木一式工事69件のうち、67件が町内業者に受注をしておるところでございます。これは指名委員会にかけます300万以上の工事ということで、また、事務用品につきましては、玖珠町用品調達基金の設置及び管理に関する条例に基づきまして、会計課において集中的に管理し、物品の取得及び事務の円滑かつ効率的な執行を実施しているところでございます。ちなみに、町内2業者と契約をしておるといふ状況でございます。

今後におきましても、町内業者の育成や発注の機会をできる限り創出してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。以上です。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） 非常に高い使用率でありがたく思ってますけど、まだまだやっぱりいろんな声が町民の方から出るというのは、どっかでやっぱりそういうものを求めているんじゃないかなと思います。

なお、町長も、副町長も、教育長も、役場の方々も、商売をしたことがないと思います。商工業、農林業、農業、自営の方々は、朝早くから夜遅くまで、1円の利益を得るために一生懸命に働いているわけでございます。よく町民の方が言われるのは、役場の方は朝8時半から5時で終わるじゃないかと、5時になったらもうさっと帰る方もおるじゃないかと。遅くまで仕事してる方もいます。ですけど、そういう方は、やっぱり残業手当というものに保護されていますし、そういう批判というのがやっぱり町民が見てて、どっかでやっぱり声となって出てくることもあるんじゃないかなと思ってます。

その計画プランでは、やっぱり所得の向上ということ謳ってます。企業がまだ今1つ決まっただけで、雇用もそんなに大きな雇用じゃないと思いますけど、これからやっぱり企業誘致をしながら、雇用で町民所得を上げる方法、若しくはいろんな方法において、町民所得を上げる方法を本当に考えていかないと、こういう紙に書いただけのことではだめだなというふうに思いますし、私も料飲組合の組合長をしてます。よく料飲組合の方に言うのは、お互いに相互利用をしると。自分とこだけがいいんじゃないだめだと。相互利用することによって、またそこに他のお客さん連れていき、輪が広がっていくと。そうすると消費人口が増えていくというふうに、いろんなとにかく相互利用、相互利用ということでもいつも言ってるんですけど、どっかでやっぱりお金が回るように、町民の所得が上がるようにということでお話をしています。だから、できるだけ役場の方も玖珠町内のいろんなものを使って、消費を拡大していき、また納税が少しでも増えるようにしていただきたいなというふうに思ってます。

次の質問に移ります。

可燃物の集荷で、同じ自治区で週2回の場所と1回の場所がある。同一自治区では、同じく2回にならないかということです。これは、同自治区でも本線からちょっと外れるとやはり1回になってしまふということがあるんですけど、予算の関係がやっぱりこれ絡むんで、同じ自治区でも細かく回ってたら、たぶん予算計上なりなんなりしてしないと2回というのは難しいかなとは思んですけど、このへんこれからどう対処していただけるか、ご質問したいと思います。

○議長（片山博雅君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは議員さんの質問にお答えをいたします。

現在、燃えるごみにつきましては、収集を商店などの多い幹線の道路沿いの森、玖珠地区の一部では、週2回収集を行っております。その他の多くの地区につきましては、週1回の収集でございます。そのため議員さんのご指摘のように、同じ自治区内で収集の回数が違うところが数自治区、金山町、栄町、長野下、中山田等がございます。また、これらの地区には関係がなく、町の中心部、住宅密集の地区の多くの住民からは、ごみの保管場所がない。ごみのコンポストなどでの処理する場所がない。生ごみの臭いがする等の問題で、週2回ごみの収集を行ってほしいとの要望が出されております。

このことから、本町で推進していますリデュース（ごみの減量）、リユース（再使用）、リサイクルこれにつきましては、平成17年度から取り組みを始めました、新聞、雑誌の資源回収や、平成18年度から始めました発泡スチロールの回収等、再資源等を行ってごみの減量化の施策を実施しながら行ってまいります。ごみの収集回数につきましては、財源、経費などの問題もございまして、全町的な実施は難しい面もございしますが、今後見直しはしてまいりたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） 減量化ちゅうのは、私たちがやっぱり常に心掛けてますし、ダンボール、新聞などは、婦人会が収集するときに、できるだけ出してそちらの資金に充てたいということで、家中に溜めてダンボールなんかは出してます。できるだけやっぱり早めに予算措置をしていただいて、2回行けるところは、早く行けるような措置をしていただきたいと。そのようにいつまで経っても、この問題はくすぶられておりますし、たぶん各自治区からの要望としても、こういう要望は出てるんじゃないかと思えますから、早急に予算措置をしてやっていただきたいというふうに思います。

非常に短い時間でございましたけど、以上をもちまして私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲議員の質問を終わります。

次の質問者は、3番河野博文君。

○3番（河野博文君） おはようございます。議席番号3番河野博文です。今回4月の選挙後、町会議員としまして初めて質問の場所をいただきましてありがとうございます。議会傍聴等ほとんどしておりませんので、不慣れな点がございますが、そのへんはご容赦を願ひまして質問をさせていただきます。

それでは通告に従いまして、質問させていただきますが、議長のお許しをいただき、一問一答方式とさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

最初に、本町の情報通信のネットワークについて質問いたします。

町側から町民への情報発信、伝達に対しては防災無線があり、情報伝達では有効な役割を持っていますが、その実際の活用について、どう考えていますか。町民側からもこの有効な情報伝達手段をもう少し利用したいという意見があります。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長兼自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） お答えをいたします。

防災行政無線につきましては、平成11年4月より運用を開始しております。台風の接近、大雨洪水警報の発令、避難場所の周知、火災の発生、あるいは行方不明者捜索時の協力依頼等の緊急情報を住民の方々に早期に伝達することを目的として設置されたものであります。

防災無線の運用開始以来、各種災害時、特に台風の襲来予定日や時刻などの情報周知や避難場所の周知において、多大な効果を得ているというふうに考えておるところでございます。これまで防災無線の運用拡大をして、例えば、お悔やみや、地域の祭や、各種イベントの周知を積極的に放送してはどうかというご要望があるわけでございますが、防災無線の設置目的、行政側から住民に対して、ある意味では一方的に流す防災無線になじむ内容なのか、あるいは聞きたくない方への配慮はどうすればできるのかという観点について疑義が生じることは、これまでの議会一般質問においてご説明してきたところでございます。

防災無線につきましては、無線の性格上、玖珠町内に在住されてる方には、すべて設置お願いしているところであり、その運用については、災害時における情報を一方的に周知する性格を持っておりますので、住民の側からは、聞きたくない方の未設置、廃止などの選択はできていないシステムとなっております。そういう現在考えの下で防災無線を運用しているところでございます。以上です。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、坪井総務課長さんから説明いただきましたが、昨年度から玖珠町では組織づくりができたと思いますけど、防災会議みたいなのができていると思います。その中で、それに出席された方には、いろんな団体の役員さんが多いと思うんですけど、そういう方たちには、その会議の中で防災の警報とかそういうようなことに対して、こういうようなものがありますというようなことを周知されたと思うんですが、防災無線の役割上、一番大切なのは、一般町民の方に対していち早く、こういうサイレンが鳴ったときにはこういう情報だよというようなことを、早く分かってもらうとか、そういう情報手段を、まあサイレンとかありますけど、こういうサイレンのときはどうだというようなことをちゃんと分かってもらうために、そういう訓練みたいなことをしたらどうかと思っておりますが、総務課長さんの考えを聞かせください。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長兼自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 今のご質問、国民保護法の関係ですかね、たぶんその件については、一度広報等ではたぶん流したのではないかと思うんですが、どういう、まあそんなに多くそのことを周知したというふうには思っていないんですけども、これからまた災害等が発生するときには、速やかにその防災無線でお知らせをするということは、徹底をしていきたいというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、広報でお知らせしたということでございますが、実際、音となって出たときに町民にどういうふうに伝わるか、広報では、ピッピッピッとかいうようなことでも、実際の音とは分からないときがあると思いますので、そのへん、もう一度放送して、こういうときには、こういう災害が発生する恐れがあるとかいうことを徹底していただけないかなと思っております。

次にですね、いま、情報発信の方を申しましたが、町民側としましても、いろんな面でこういうことを使って皆さん方に、町民の皆さん方に知らせてあげたいというようなことが時々起こっております。

今、課長さん言われましたように、防災が目的でありまして、どこまでそれを流していいかというようなことは、なかなか難しいところがあると思うんですけど、例えば昨年ですけど、大分県立森高等学校のラグビー部が初めて決勝に進み、県下では強豪の大分舞鶴高等学校ラグビー部と対戦することになりました。そのことで、森高としてはすごい快挙でありまして、保護者の方も是非多くの町民の方にお知らせして、応援やテレビ観戦等をしてもらいたいという気持ちで防災無線の放送をお願いしたんですが、その場ではすぐに断られまして、まあある議員さんをお願いして出直したところ、一変して放送していただくことができたという話を聞いております。そのときは本当に喜んでいました。

個人的なこととは別として、町や学校行事、また町全体に周知したいことや、町民が知りたいと思っていることについて、直ちに対応できるようなシステムやサービスができると、防災無線に町民が興味を持ち、即その役割、生かされてくると思いますが、町としてはいかがお考えですか。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長兼自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 現在ですね、町の主催事業あるいは共催事業については、防災無線で放送しております。また、イベント等が急に中止になるときに、防災無線を通じて中止の放送いたしておるところでございますし、議員のおっしゃられましたいろんな各種団体のこの行事と申しますか、そういったものを防災無線でということは、以前からそういうご質問もあったわけですけども、先ほど申しましたこの設置の目的、あるいは、じゃあ、どの団体まで放送したらいいのか。今、定時放送が6時50分等に2回ございますけれども、それ以外にそのときにいろんな団体を流しますと、長時間にわたっての放送、聞きたい人もおるし、聞きたくない人もおる。そんないろんなことがございまして、現在は、先ほど申しましたように、町の主催事業、あるいは共催事業、あるいは大きなイベントの中止、それに限って放送してるというのが現状でございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 防災無線の活用に関して、もしそういうことを話し合う場所がないなら、町民の声を反映できるように、また有効に活用するためにも、その会議、委員会等を設置して、どのようにしていったらいいか。放送の内容とか、予測できないようなことが発生したときに、どのようにすれば防災無線が本当に役立つかというようなことを考えていくような委員会、会議等を設置したらどうかと思うんですけど、総務課長さんのお考えを聞かせてください。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長兼自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 貴重なご提案でございます。今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） よろしく申し上げます。

次にですね、今は町側からの情報伝達手段に防災無線ということがありますということで、本当にいい手段ということで思っております。しかし、町民側からの情報収集、受入するのに設備整備がまだ不備なところがあると思っておりますが、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長兼自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 町民側からの情報伝達を受け入れる方の設備、整備についてのご質問でございます。

現在、町民の方からの情報伝達につきましては、災害発生時の緊急通報、まちづくり提言、要望、苦情など、多くの情報が寄せられておりますが、まず、住民の方々からの情報及びまちづくりに関する提言等の収集につきましては、議会制民主主義のシステムの最たるものとして、玖珠町議会の本会議をはじめ、日々の議員活動としての玖珠町議員各位のご提言が挙げられます。また、本年度より本格的に活動を展開することとなりました地域コミュニティを通じて、各地域からの町への情報伝達が行われる新しいシステムについても、現在模索をしているところでございます。

また、各地区自治委員さんを通じて、自治区からの手紙というシステムを利用して、情報を伝達をいただいているところでございます。だいたい以上でございます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） すいません。ちょっと、私がですね、質問した内容で、町民の声を聞くというところで、今総務課長さんからお話をいただいておりますが、私は、防災無線で即発信して、即返ってくるというようなことの意味合いでございます。

例えば、昨年度ですね、古後地区では、総務省の助成金をいただいて、携帯電話の無線基地が整備されております。しかし、玖珠町内では、日出生地区、山浦地区等まだ携帯電話等が通じないところがあります。特に、日出生台演習場に隣接する日出生地区の住民は、常に緊急時の連絡体制に不安を抱えて生活をしております。町中心部から遠い上に、医療機関も設備もまったくない状況の中で、万一事故が発生したり、外で病気になったり、また、災害が発生したときに、関係箇所への直ちに連絡

ができる情報発信手段の携帯電話が活用できるようにしてほしいという、思っている住民の方が多数いらっしゃいます。こういう住民の声に対する町としての考え、その対応について、また、そういう緊急時の連絡が即受けられるような体制につきまして、町の方の意見を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今の質問についてお答えしたいと思います。

山浦地域につきましては、事業参入という形でNTTドコモが旧天ヶ瀬町、新日田市の方に設置をして、山浦全体をカバーするようになって携帯電話が通じるようになりました。それと、いま日出生方面になりますと、南部の方は通じるんですけども、北部の方が一部入らないところがありますので、これについては、今後の検討課題ということで私どもとしては考えているところでございます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） ありがとうございます。山浦の方もまだ上の方はちょっと通じないところがあるかもしれません。それから、特に日出生に関しては、日出生台の演習場周辺でもありますし、特に、それは頭に入れていただいて、町の方で対処していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせてもらいます。

次に、町民福祉についてお伺いいたします。

現在、本町が行っている玖珠町外出支援サービスは、大変良い事業だと思っておりますし、また、継続してほしい事業だと考えていますが、使用方法をもう少し利用しやすい方法に考えられませんか。また、この事業の財源と実績はどうなっているのか。昨年度の経過について、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

この外出支援サービス事業は、高齢者の外出を支援するものでありまして、例えば、とじこもり防止に始まり、認知症の予防とか、孤独感からの開放などと、いわゆる介護予防視点に取り組んでいる事業であります。ご承知のとおりであります。そのため、限られた予算であります。最大限の効果を期待して、年間20回分のいわゆるバス、タクシー券を配布しているわけでありまして、年20回といいますと、月1.6回、2ヶ月で約3回程度の外出になるかと思いますが、決して多い回数ではありません。ですから、こうしたことから、一度にこの例えば利用、利便性と今おっしゃいましたが、一度に数枚も使用すること、こうしたことをお断りしているわけであります。

また、街部と周辺部とでは、その交通手段の利便性が違いますし、また目的地までの距離ですね、こういったものも、そういった地理的要因も違いますので、このチケットの使い方、使い勝手といたしますか、この使用頻度もだいぶ違うかもしれませんが、年間を通じて平均的な外出をしていただきたいというのが、この事業目的、趣旨であります。

また、この事業の財源でありますけども、平成16年度には、県補助金の一部ありましたが、現在では、すべて一般財源で賄っております。この実績であります、決算額を言いますと、平成16年度が567万9,000円、17年度が694万6,000円、18年度、昨年度が684万4,000円となっております。

今、議員さんからも一定の評価をいただいているようでありますし、また、高齢者にも喜ばれている事業でありますので、この利用のしやすさについては、利用者の声に今後とも耳を傾けていきたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、質問させていただきましたが、この事業に関しては継続していかれるという、約束ということよろしいですか。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 高齢者福祉という立場、そしてまた町の財源的なもの、そうしたものを総合的に判断していきたいと考えております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 特にですね、これから高齢者段々増えていきますけど、やはり75歳になったらそういうのをいただける、楽しみをしてる方がたくさんいると思いますので、ぜひ継続していってほしいと思います。

で、もう1つ中身の件ですけど、今、1回につき400円のサービス券となっております。利用券となっております。この役場の中心部の方は、1回出られてもまあ600円か700円ぐらいのタクシーで行かれるんですけど、まあ遠いところ、周辺部の方が利用されるときには、タクシー使って2,000円、3,000円かかることがあります。そういうときに1回400円という券というよりも、もうちょっと利用しやすいような、1回に約、金額的に言いますと8,000円分もらえるわけですね、1人の方が。その8,000円分の1,000円でも1,500円でも使えますよというようなふうなシステムの券に変えられたらどうでしょうか。お願いします。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 具体的な回答はちょっと即答できませんが、先ほど言いましたように、この使いやすさ、利便性について、今後の検討課題にしていきたいというふうに思っています。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 是非高齢者の方が使いやすいような利用券の方に改善してほしいと思っております。

それとですね、もう1つ、この券が使われてないという方が時々話し聞きます。そういう方は、できるだけ頑張って自分で運転していくとか、歩いていくとか、そういうような話をよく聞かれます。でも、せっかく町の方として予算化されて財源を確保している以上、そういう方に対して、使わなかったときには、よく頑張ったね、よくできましたとかいうような感じで、何かお祝いの品物でもあげるとか、そういう工夫も考えてみたらどうでしょうか。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 今現在、ちなみにこのチケットを申請してる数といいますと、1,320人、今日段階で1,320人ほどおります。だいたい対象者が2,500人程度ですから、約半数以上きております。昨年度の実績は1,250人でありますから、もう既に現時点でオーバーしてるという状況で、大変人気があります。しかし、その利用頻度は、まだ全部チケット全部使いこなしてる人は、今議員さんおっしゃいましたとおり、すべてではありませんので、こういう人たちに対するひとつの外出支援の激励方法、これも今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） ありがとうございます。今、松山課長さんからいい意見を聞きましたので、今後町の方もそういう方向で進んでいってほしいと思っております。

次に、乳幼児といいますか、小学校に入学するまでとかあります医療費助成金に対してどのように考えられていますか。今後の医療費についてお伺いしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは、議員さんの質問にお答えをいたします。

少子化が進む中、町の次世代を担う子どもと子育て家庭への経済的支援、助成を行い、傷病の早期の治療を促進し、医療費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

現在は、県の医療費助成事業を活用いたしまして、義務教育就学前の乳幼児を対象に、通院の場合、1回500円で、月の限度が4回2,000円、入院につきましては、1日500円で月の限度が14日7,000円の負担は個人からしていただいておりますが、それ以上は無料として県が2分の1、町が2分の1の経費を出して事業を行っております。今後、助成の拡充などにつきましては、国へも助成制度の導入を働きかけながら行ってまいりますし、県下の情勢や財源などを考えながら今後の助成のあり方は検討してまいりたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、中尾課長さんから説明いただきましたが、県の方針に県のやり方というか、それに沿ってほしい玖珠町もやっているみたいですけど、厳しい経済環境が続いておりますが、これからの次代を担ってほしい大切な子どもを成長していくときに、少しでも親の負担を軽減し、安心して子どもを育てていけるような環境づくりを、町として前向きに取り組んでもらいたいと思っております。童話の里、自然に恵まれた玖珠町において、多くの子どもさんが、元気に三島公園や豊後森機関庫等、伐株山や遊んでる、また勉強したり、スポーツをしたり、それが玖珠町町民が求めている姿ではないでしょうか。

先日、新聞等で九重町の子どもの医療費負担を今、就学児前までということ中学校まで延長するという報道がなされておりました。まあそれで、隣の日田市の話聞いてみますと、日田市の方では、小学校終わるまでということやられてるそうです。現在のように、玖珠町では小学校就学時までということになっております医療費負担方法を、何とか頑張ってください、両方の市と町で囲まれて

いる中で大変とは思いますが、なんとか玖珠町でもそういう延長、一気に小学校6年生までとか言わなくても、6歳から10歳までとか段階的に上げていく、特に、子どもさんが少なくなっております。そのへんを考えられて、そういう町の政策というか、そういうことも考えていってはどうでしょうか。お聞きします。

○議長（片山博雅君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 議員さんご指摘のように、隣の九重町では、あつちはあくまで助成を拡充したということでございますし、県下でいろんな助成の仕方といたしますか、制度がございますので、それを今後財源等々調整しながら、検討はしていきたいとまいりたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） やはり、子育てというのは、本当に大切なことでございます。是非玖珠町としましても、そういう親御さんたちに負担を掛けなくて、安心して子どもを育てていけるような環境づくりを、是非これからも目指してやっていってほしいと思っております。

初めての質問で少し変なこともあったかもしれませんが、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文議員の質問を終わります。

次の質問者は、12番高田修治君。

○12番（高田修治君） おはようございます。

12番高田修治でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。議長のお許しを得まして、一問一答でお願いをいたします。

まず、公共事業入札制度の改革についてであります。

広瀬県知事が県議会3月定例会におきまして、全国知事会が取りまとめた入札制度改革の指針を踏まえて新年度から段階的に改革を進める考えを明らかにされました。それから、競争入札の対象拡大に向け、県や県下の市町村での取り組みが始まっているようでもあります。私は、昨年定例会の一般質問におきまして、民間委託、指定管理者との委託等、公契約時の厚生労働福祉、サービス水準の確保、安全性など総合評価による落札決定をする方法を検討してみたらどうかという質問をいたしました。

一般質問の内容については、後ほどまた質問される方がおられますが、私はこの点で、まず県の総合評価落札方式審議会というのができておりまして、昨年度3件の入札案件で試行的に導入してみたということが載っておりました。そのうちの1件で、入札価格が2番目の業者が、交通混雑の緩和や川の汚染防止策などの提案が評価されまして、総合点で逆転し、落札したという事例報告がなされておりました。

その後、県や国は、土木建築の入札を中心に、価格と品質の両面から、優れた業者に工事を発注する総合評価落札方式についての市町村担当者の研修など実施して、早期導入を支援していきたいということが報道されておりました。町としての総合評価落札方式の導入に向けてのお考えをまずお尋ね

したいと思います。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長兼自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） お答えをいたします。

公共事業の入札制度の改革の一環といたしまして、公契約時における総合評価方式についてを導入してはどうかのご質問でございます。

総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と違いまして、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する新しい落札方式でございます。この落札方式ですと、入札が予定価格の制限の範囲内にあるもののうちから、価格と品質を数値化した評価値の最も高いものを落札者とするにより目的物の品質の向上、住環境の保全、地元企業の育成、不良不適格業者の排除など、予定価格の範囲内で総合的に優れた施行業者を選定することができるというものでございます。

しかし、一方で、手続き開始から契約の締結までに時間を要する、手続きに関する事務量の増大、客観的評価方法の設定が困難などの問題点も掲げられておるところでございます。

現在、玖珠町が実施する公共工事につきましては、副町長を委員長とする玖珠町工事審査委員会を設置して、各種工事实施における指名競争入札参加者の選定を行う段階で、各業者の経営状況や安全管理の状況、労働福祉の状況等を審査基準に盛り込み、契約等の適切適正な履行及び建設工事請負資格の認定をするなど、工事指名における公正を確保しているところでございます。

なお、議員ご指摘の総合評価方式についても、同委員会において検討をしているところでございます。

今後においては、公契約締結時における公共サービス水準の維持、向上、安全性の確保等について、国及び大分県をはじめ、全国的な先進自治体の事例等を参考にしながら、今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 確かに、まだ、今どこも研究中のようであります。特に、評価値の先ほど言いましたように、基準等がいろいろあってなかなか難しい点もあるようでもあります。特に、一般競争入札の拡大につきましては、まあ大きな県の事業とか、大きな市におきましては、かなりの利点があるのかもしれませんが、やはり町村、小さな自治体における入札方法というのは、やっぱり地場産業の育成等も考えなければならないと思いますし、まあ総合的な検討を今後とも重ねていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、まちづくりの活性化の取り組みについてであります。

私は、現在の玖珠町は、いまひとつ活気がある町とは言い切れないのではないかとこのように考えてます。これはどうなんでしょうか。その原因の1つとして、ここ数年来、少しずつではありますが、人口がどんどん減ってきております。それも1つの理由になるのではないかと思います。人口動態が現状のまま推移すれば、20年後には1万5,000人に減少するのではと予測されています。玖珠町は、

第四次総合計画に定住環境の整備を進め、町を離れていく人が次第に減少し、流出人口に対し流入人口が上回れば、10年間で約150人規模の純増のUターン、Iターンが実現したと仮定すると、2010年には1万9,000人台に回復すると計算上では考えられています。そして、目標は、現在の雇用を維持した上で、10年間に約150人の新しい雇用の場を創造しなければ、人口の減少の歯止めにはならないとありました。

そうしますと、この活性化の1つとして、そこに一番目に上げましたとおり、企業誘致と工業団地の計画が不可欠であります。

そこで、企業誘致には、工業団地の完成が望まれます。これまで、議会で、玖珠工業団地については何回も、何人もの議員さんからも質問がされました。私は特に、先般、玖珠工業の移転計画に対する問題といたしますか、疑問の中に、町民の方から、なんで工業団地に誘致できなかったのかという意見も何人かにお聞きしました。ということで、今回、再度、工業団地の完成、もしくは誘致が始められる時期、町民は大変期待しております。そういう時期が町として確認できとれば、まずお答えいただきたい。

それから、もう1つ併せまして、これは清藤議員だったと思いますが、町単独事業になると思われる進入路の設置をやはり、見学等誘致する場合に必要なかという意見がございました。私もこれは早い時期に是非作ってほしいなと思う1人です。それも併せてご回答いただければと思います。どうぞよろしく。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） お答えをさせていただきます。

まず、企業誘致の現状についてを、お答えしたいというふうに思います。

若者の定住を促進し、町の活性化を図る上で企業誘致は最優先すべき課題であり、県でも連携をしながら、積極的に進めているところであります。現状の取り組みについてご説明をいたしますと、4月20日に、県庁において県知事の立会いの下に、立地協定を結びました南部化成の早期着工、早期操業開始に向けて工場進入路の位置変更に伴う協議や、工場の一部増改築に伴う諸手続きが速やかに行われるよう協力をしてるところであり、現在のところ7月下旬から8月中には、工場改築に着工できる見通しというふうになっております。また、操業開始に伴う人員の募集につきましても、近く、本社の人事担当者が来庁して打ち合わせを行うことになっております。

町といたしましても、この南部化成の誘致を成功させることが今後の企業誘致の行方を大きく左右するというふうに考えておまして、短期間のうちに操業開始までもっていき、関連企業や次の誘致につなげたいというふうに考えているところであります。

4月の南部化成誘致決定以後、工場の跡地を見たいという企業もあり、現地を案内しているところではありますが、今後も県と連携を取りながら積極的な誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

企業の進出にあたりましては、企業側は常に条件面でシビアにみておまして、まずは、短期間に

操業が開始が可能かどうか。また、県や市町村の優遇措置を含めた立地対応、そして土地、道路、給排水、それから法規制、周辺の環境等の立地条件が整っていることが要求をされます。

このようなことから、すぐにでも着工できるような好条件の土地を準備することが必要でありまして、町内の工場適地や空き工場跡地の積極的な紹介を進めるとともに、先ほど議員のご発言にもありました、わが町における企業誘致の核とも言える、県営玖珠工業団地の早期着工に向けて、県の方に積極的に協力をしながら進めているところであります。

それから、工業団地の現状でございますが、県営工業団地につきましては、企業の望む形での団地造成を行うという県の方針によりまして、オーダーメイド方式をとっております。従いまして、ある程度、大きな規模の企業の誘致が必要でございまして、進出が決まれば早期に完成させるというふうには聞いております。

現状の取り組みについてでございますが、土地の売買契約の締結は13年に終了しているわけですが、共有地等で登記名義人が死亡されているケースが多くございまして、若干未登記部分が残っており、この解消に向けて事務を進めているところであります。町もこれに協力をしまして、早期に登記が完了するよう努力しているところであります。

それから、また、埋蔵文化財につきましても、平成14年度から発掘調査が県埋蔵文化財センターによって行われております。現在の進捗状況につきましては、遺構密度の高い区域で1.4ヘクタールが発掘完了をいたしております。立地企業が決定した場合は、短期間のうちに完成するというふうにしております。町としても、早期に着工できるように、積極的に協力をしているところであります。

それから、進入路の件についてご質問ありましたので、お答えをさせていただきたいと思いますが、進入路につきましては、町としても早期に実現をしたいというふうを考えておりまして、県に様々な機会を通じてお願いをしてるところであります。県も現在登記部分などの解消とともに、前向きに検討してくださってるというふう聞いております。以上であります。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 大変広範囲にわたってご回答いただきました。要は、努力はしてるけども、あまり早期には期待できそうもないような気もいたします。先ほど、回答の中にございましたように、今回のフォスター大分工場跡地、6月の町報を見て、よかったなあという人が大変多かったです。こういうのを考えますと、まあ工業団地そのもの、県営の分がまだ少し先になりそうであればですね、まあ、先ほどちょっと課長が述べておられましたが、現在の工業団地や工場の跡地とかですね、空き社屋のような現状を十分把握されましてですね、また、町の行財政改革4カ年計画の中に、町有未利用財産の活用という部分がありました。処分と可能な物件ということでモラルジー跡地他6件記載しておりましたが、このような中からでも、工場用地に可能な物件はないのかどうか。そういうことも併せてですね、今後とも検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次にもう1つその項目で、都市と地方の交流（一時滞在と定住環境づくり）についてであります。

玖珠町は、ずいぶん前から農業体験を取り入れた修学旅行生の民泊等受け入れ、現在では、児童生徒の交流や昨日、開会日の町長の諸般の報告の中にありましたように、北九州の就学旅行の中学生の受け入れ等、それから、家族旅行など幅広く行われていると思います。そのほかにも1日体験とか、いろいろな取り組みがこのごろ報道もされておりますが、現状把握されている部分で結構であります。お知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長兼農業委員会事務局長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 議員の問いでありますけど、都市と地方との交流ということで、グリーンツーリズムについて、学生の受け入れについては、先ほど議員さん申されましたように、議会当日、数値については諸般の報告で報告がありましたけど、重ねて説明をしたいというふうに思います。

玖珠町のグリーンツーリズムのこれまでの経緯ということで簡単にご説明をしたいと思います。

農泊は、平成7年に東京都の海城高校を受け入れたことから始まっております。平成7年、平成9年、平成12年の3回にわたって、合計1,250名の生徒の受け入れを行ってきたところであります。

平成12年の10月に、全国グリーンツーリズム協議会が発足をされました。それに伴いまして、平成13年4月より、本町におきましても本格的なグリーンツーリズム推進事業が取り込まれたところであります。グリーンツーリズムを志す農家を対象に、講演会の開催、先進地の安心院町などの視察などを経て、同年12月に、玖珠町グリーンツーリズム推進協議会が設立をされました。その後、玖珠町グリーンツーリズム推進計画の策定や、大分県グリーンツーリズム研究会も発足され、県内の受け入れ環境が整いはじめ、本町協議会内の農泊部会でも先進地視察、各種研究会を行い、農泊許可の取得を平成15年より行っております。

本年度までに15名の方が農泊許可を取得されております。平成17年11月には、同推進協議会から新たに民間、一歩進んで民間主導の玖珠町グリーンツーリズム研究会に発展をいたしました。現在、教育旅行ということで、農村民泊体験、食育を考えるということで、25名の農泊部会員で北九州市の中学校を中心に受け入れを行っております。

議員さんの家族の方もこのグリーンツーリズム研究会に入られておられます。平成18年度には、1校88名、平成19年度は、3校242名の受け入れを行いました。また、本年中に、生徒数は未定ですが、後2校の受け入れを予定しております。

今後は、同研究会から、平成20年度より大分県西部地区、玖珠町、九重町、日田市、大山町のグリーンツーリズム研究会が中心となって受け入れ窓口の一本化をし、より大規模な学校から多くの生徒を受け入れられるよう取り組みたいというふうに伺っております。本町といたしましても、支援を行っていききたいというふうに考えております。

また、平成20年度の受け入れ予約状況は、北九州市の中学校6校から約1,000名となっております。将来的には、グリーンツーリズム農泊体験のノウハウを積み、地域の活性化を図るため、関係各課と協議をしながら都市間との交流を進める総合的なツーリズムを考えていきたいというふうに思ってお

ります。以上でございます。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 今説明をお聞きしまして、大変思ったよりも多くの取り組みが既になされてきておるといことにつきまして、まあ関係の皆様方の努力に敬意を表するところであります。

いよいよ大分国体も来年となりました。先日の実行委員会の総会の中でも、この民泊についての状況説明の現状の報告もありましたとおり、こういうふうに関んな取り組みがなされておるといことは、きっとこの民泊制度が成功させまして、国体終了後でもスポーツクラブ等の合宿受け入れができるようになればなど。まあ少し変わった面の現在の受け入れより、一層の利用の幅が広がってくるのではないかというふうに、私も、期待されるのではないかというふうにも思っております。

とにかく、玖珠町に日帰りでも一時滞在でもお出でいただいて、玖珠町の良さを体験していただくことだと思っております。どうぞ、多くの方が来てくださりますように、今後とも情報の発信や支援を、今度20年にはもう日田管内でやれるというようなことでもありますから、大いに頑張ってくださいたいというふうに思います。

それでは、次にですね、定住希望者の受け皿づくりについてであります。

最近、団塊の世代をターゲットとしたいろんな商いが出ていると言われております。田舎へUターン、Iターンを希望する人への移住を支援して、人口の定住を図るのも一つの手ではないかというふうにも考えます。

玖珠町から、田舎の空き家情報をホームページへ掲載し、賃借や購入したい希望者に申し込んでもらい、商談成立者には補助金を出すなど、そういう手もあるのではないかというふうなことも、全国的に見れば、もう既にあつてるところもあると思っておりますが、考えられます。

もう、この面につきましては、たぶん企画の方で似たような、空き家や空き店舗などの情報発信をする事業があつたかと思っております。現状とお考えについてお尋ねをいたします。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） ご質問の定住希望者の受け皿につきましては、既に高田議員ご案内のとおり、情報化、高速交通化に対応した地域イントラネットの整備、雇用の場としての企業誘致、新規就農を希望する方への農地等の斡旋、出産・子育て等に対する支援、上水、簡水、飲料水、給水施設整備などの水環境対策、ごみ、し尿対策、河川の浄化、自然景観の保全対策並びに文化施設や体育施設の整備など、多くの定住環境の整備を着実に進め、本町が住みたいまち、住みやすいまち、住みたくなるまちとなるよう取り組んでいるところであります。

幸いにも、都市圏で暮らしている人々の間では、田舎暮らし志向、ふるさと志向が以前より更にブームとなっておりますし、併せて、ご質問にありましたように、団塊の世代の方々が退職後は第二の人生をふるさとや田舎で送りたいと希望される方が数多く出てきていると言われております。

厳しい財政状況の中ではありますが、以上申し上げましたように、定住環境の整備を更に進めていけば、本町を離れていく人々が少しずつ減少していき、併せてUターン、そしてIターン、Jターンが

増えてくるのではないかと考えているところであります。

本年3月議会におきまして、片山議員、議長でありますけれども、このご質問にお答えしていますように、昨年4月の自治委員会において、空き家の調査をお願いし、自治委員さんからの情報を元に所有者の方と協議、調整をしているところであります。その協議が整った物件につきましては、本町のホームページに空き家情報として掲載しておりますが、まだまだ掲載件数は6件と、わずかでありましたけれども、数件の問い合わせがありまして、そのうち1件の契約が整い、現在その家屋を改修するなど定住に向けての準備を進めております。

また、そのうち1件が現在交渉中であります。また、NPO法人おおいたよき生活応援団によりまして、田舎暮らし情報によりまして、現在2家族、玖珠の方に移住してまいりました。そして、またこれらの情報とは別ルートで、これまで数家族の方が本町に移住してきているところであります。

今後とも、第二の人生にチャレンジしようとする団塊の世代を含めました熟年者の方、そして若い方が、豊かな自然に恵まれた「童話の里玖珠」に移住したいと思われるような、更にまちづくりを進め、空き家情報や、土地情報、そしてまちづくり情報など、多くの情報が提供できるような積極的な取り組みを行いたいと思っております。

また、移住されてこられた方が、安心して安全で楽しく生活できるようなコミュニティ型地域づくりへの支援など、あらゆる面につきましても前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） やはり、いろんな施策といいますか、ユニークな取り組みをして、少しでも多くの方に玖珠に来ていただくように、定住人口の増を望むところであります。

3番目の最後の質問でございますが、大型事業に対する町民理解の促進と今後の事業推進についてという、項目にちょっとそぐわないかもしれませんが、やはり活性化の取り組みについては、欠かせない事業ばかりだと思っております。

私の手元にここに4件の事業の計画書があります。まず、町並みの計画書、これは14年の3月に策定されておりまして、もう15年から既に10年計画で推進されている事業であります。それから、やはり、同じ年の玖珠町JR豊後森駅周辺開発計画書、これもあります。それから、玖珠町の高速玖珠インター前ふれあい広場、これも平成15年3月の策定であります。それから総合運動公園16年の3月、基本計画の策定、これは16年の6月の基本設計の方でありますけれども、私は平成17年の9月、2年前ですか、議会におきまして、これら大型事業6事業だったと思っておりますが、既に質問を1回させていただきました。玖珠町行財政改革4カ年計画の計画ができてちょうど半年目ぐらいで、一番行財政改革が叫ばれているときでありましたが、そのとき町長は、現在、町政にとって一番大切なことは、まずは、生活関連基盤整備と、所得向上につながる産業振興を推進していくことだと、その当時お答えいただきました。

そして町民の長い要望の計画に基づく事業につきましては、財源とか実施年度とかは常に見直ししながら、粛々と進めていきたいという回答をされておりました。そして、その後、もう皆さんご案内の

とおりであります。機関庫の土地を購入いたしまして、それからインター前の残りの土地も購入ができました。そして、今年度より総合運動公園の土地の購入も始まります。それぞれの事業が動き始めました。これまで、このような町民の要望の強かった事業については、今言いましたように、策定時に民間の方や有識者、これはたしか協議した人の名簿等も付いておりますが、非常に一緒になって夢を語って作ったものであります。しかしながら、これがもう既に年数が経っておりまして、各事業ともこれから具体的な基本設計や実施設計へと進んでいくわけでありまして、この事業の内容の広報とか、意見やアイデアをこれから募集して実施にもっていくというようなことが非常に必要になってくるのではないかとこのように私は思います。

そこで、多くの町民が事業実施までに何らかの係わりを持っていただければ、そこで事業実施に向けての町民のコンセンサスや協力、支持が受けられるのではないかと考えます。行政として、今後の取り組みをどのように考えているか。また理解を求めるための施策や計画があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 本町におきましては、まちづくり、町の活性化、振興策として、各種プロジェクトの諸課題について、これまで協議検討重ねてきたところであります。その中でも総合運動公園、北山田小学校の改築、玖珠自治会館、長匆線道路改良工事、玖珠インター前ふれあい広場、機関庫跡地など数多くの大型事業がありますが、事業箇所、事業に要する経費、関係機関などとの数多くの課題について、協議検討重ねるなど事業推進に向けて長い期間温めてまいりまして、ようやく実現の運びになってきた事業もあることを理解していただきたいと思っております。

以上、申し上げました事業を含め、各種プロジェクトにつきましては、町民のコンセンサスを得るために、その都度地区説明会や自治委員会、そして、公聴会等で説明申し上げてまいります。特に総合運動公園につきましては、公園整備室におきまして、あらゆる機会を通じまして議員の皆様方への説明、そして、地区説明会、自治委員会等の説明会並びに広報くすなどでも掲載し、周知してきておりますし、今年度も、再度、広報くすで5月号より6回シリーズで掲載し、町民の皆様方にご理解とご協力をいただくよう取り組んできているところであります。

更に、町民のコンセンサスを得るために、玖珠町町民意見公募手続き要綱、通称パブリックコメント要綱でございますけれども、昨年10月1日に定めたところでございます。この要綱に定めていますように、町民生活に広く影響及ぼす町政の基本的な計画、条例等を立案する過程におきまして、計画案等の趣旨、概要等を公表し、当該計画案等について、町民からの提出されました意見を考慮して意思決定を行いたいと考えております。また、計画案等に対する意見と概要、そして、その意見の概要に対する町の考え方も公表していく所存でありますので、ご理解願いたいと思っております。

これからも町民の方々の熱いまちづくりに対する積極的な意見を数多く取り入れ、町民と行政が一体となって、個性と魅力があり誇りの持てる「童話とテーブルマウンテンの里、玖珠町」として21世紀にふさわしいまちづくりを今後も計画的に進めていきたいと考えているところであります。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 私も先ほどから言いますように、非常にやはり大きな事業取り組むときのこれからが一番難しいといえますか、住民の皆さんの意見を聞いていかならん時期だと思っております。特に、機関庫の問題やインター前の件につきましては、大いに意見を聞いて取り入れていかないと、いろんな問題がまた起こってくるんじゃないかという心配も、いらん心配でしょうけど、しております。

それから、総合運動公園については、かなり今、課長詳しく説明していただきました。町長と語る夢トークやいろんな各会議で、十分機会あるごとに説明をされていることとは思いますが、しかしながら、いまはですね、残念ながらまだまだ事業の凍結や中止を求める声というのはあります。それは事実であります。しかしながらですね、総合運動公園は私は福利厚生の方の施設と踏んでおまして、若干この、ほかの事業とは違う面もあっていいんじゃないかというふうに思っております。ですから、その必要性や価値観、例えばスポーツをまったくもうやらない、興味ないという人に、なかなかこの施設の価値や必要性というのを説いても、なかなか理解得られないのが現状ではないかというふうにも思っております。しかしながら、多くの皆さんに理解をしていただくのが私たちの務めでもあります。

今回選挙後、新人の議員さんたちが、この問題について既に研修をしたそうではありますが、たぶん選挙中にならぬのご意見をお聞きしてのことだと思います。敬意を表したいと思っております。

なにはともあれ、大変大きな予算を使い、そして長期間かけて実施する計画であります。平成15年3月に中山田地区と地域指定を議会がいたしまして、そして17年3月には、特別委員会も一応解散して事業が始まっております。そういう時期であります。私は議員として、この事業が適切に行われるかどうか、これから議員としてみていかなければなりません、当然この時期に計画した大きな事業であります。財政面につきましても、十分な検討して行政が提案した事項でもあります。これは私も行政を信頼しですね、効率的な実施がされていくか、住民の立場に立って批判や監視をすることだと、私の役目だと思っております。完成予定は平成26年度と聞いております。そして、この施設を完成を楽しみに待っている人もたくさんおるわけでありまして。お互いに理解を深めながら、先ほど言われた21世紀に向けて、夢のある、やはりこのごろ財政問題やいろんな暗い話が多ございますので、是非夢を持てるような町政に共に頑張っていけたらと思っております。

町長に意見をとりましたが、後で同じ中身のご意見もあろうかと思っておりますので、それにお任せして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時29分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議長（片山博雅君） 午後の早退の届けが提出されておりますので報告いたします。13番藤本勝美君、所用のため早退の届けが提出されております。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番秦 時雄であります。

議長のお許しを得まして、通告に従って質問を行ってまいりたいと思います。

その前に、先の地方選挙で町民の皆様の審判をいただきまして、そして当選させていただきました。これからも町民の代表といたしまして、そして町民の皆様の負託に応えてまいる所存であります。

大きく3点にわたってご質問を行ってまいります。

まず、監査の充実ということについてであります。

本年の3月29日に発覚した玖珠町職員による1,760万円の公金着服事件について、公金の管理並びに監督のあり方について、質問をさせていただきます。

5月1日に行いました、平成19年第3回玖珠町議会臨時会での町長のあいさつの中に、今回の事件の経過と処置について、説明とお詫びがりましたが、本町におきまして、このような事件が二度と起こることのないことを、起こらないように、その未然の防止のために質問を行ってまいりたいと思います。

本当にこの、私たちは朝刊を見てびっくりしたわけでありまして。よそ事の自治体に起こった事柄のように、起こったいろんな事件がありますけども、本当に我が玖珠町においてもそういうことが起こったと、本当に信じられないような気持ちでありましたし、それは私だけではなかったことと思います。それで、この事件の全貌については、全容につきましては、3月31日の各紙新聞にも詳しく報道されております。それで、私はこの3月22日に、この新聞の報道を、記事を読んだ方が分かりやすいかもしれませぬ。

町によると、企画課に所属していた2003年7月から2005年7月までの間、課内に事務所がある町土地開発公社の定期預金3件を無断で解約、銀行や農協などから現金を引き出し着服していた。職員は公社の経理を担当していた。更に、今年3月9日、現在派遣されている日田玖珠広域行政事務組合が町から委託を受けていた工事の委託料を流用し、着服した金の穴埋めをしていた。22日、公社の本年度決算の財産報告を作成中に不正が分かり、事情を聞いたところ、着服を認めた。金融関係からの借入の返済や生活費に充てたという。そして27日までに全額を弁済したと、こういうことであります。

その3月の22日に、土地開発公社の平成18年度決算の財産報告を作成中に不正が分かったとされておりますが、平成15年7月から平成17年7月までの間、2年間に十数回にわたって、公社の定期預金を無断で解約し、現金を引き出ししていた。この職員が昨年7月の異動で日田玖珠広域行政事務組合に派遣をされて、更に今年の3月9日に、同事務組合から同町に納入する事業委託料を流用して、公社の定期預金に振り込んだとされています。が、平成17年7月から19年の3月の発覚まで不正を発見できなかった役場のチェックの機能、これは甘かった、大変甘かったと言っても、これは仕方ありませ

ん。そして、町の責任も大変に重いと私は考えております。

そして、残念なことに、その最終チェック機関であり、また町の指揮監督の外にある独立行政機関というべき、監査委員の目をかいくぐり、不正を発見できなかったことに対して、今後の監査のあり方について考えなければならないと、そういうふうに思うわけであります。

そこで第、初めのですね、ご質問の前に、その3月9日に、事務組合の事業委託料を公社の定期預金に不正に振り込んだとしているが、これはいつ分かったのであるのかと、そして、またその15年7月から行われた着服が、なぜ19年の3月22日まで分からなかったのかと。まあ私たち一般的な考えをみますとですね、ちゃんと各課の中にちゃんとやっぱりこれをチェックする機関もあろうかと思えますけども、これが分からなかったというのは本当に疑問に思うのは、私だけではないと思います。

これは大変嚴重なですね、1つは、やはり町の公金、税金、そういうことから鑑みてですね、やはりこの、こういう事態が、事件が起こったということはこれまで分からなかった。定期預金を解約してですね、そして、それを流用してたんです。これは本当にそこらへんの事情がですね、まあ私たち一般のものにはですね、非常に分かりにくいし、そこらへんの説明とですね、そして町長が今回の事件に対してですね、徹底した見直しを行っていきますというですね、新聞にも出ておりました。それと併せて、事件発覚後どのような徹底した見直しを行っていくのか。そのことについて質問をいたします。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） この事件の経過等につきましては、秦議員の質問のとおりでございます。

それから、なぜ今まで発覚しなかったのかということにつきましては、やはりチェック機能の甘さから、そういうことで引継ぎの段階でいろいろ調べた中に、段々とおかしいというのがありまして、最終的には、3月22日に分かった、判明したのでございます。この間、町長もその後の記者発表等についても、縷々説明したとおりでございます。

それで、私ども3月22日の時点で事件が発覚したので、発覚した時点で、すぐさま、町長より私も玖珠町土地開発公社の理事長並びに事務局長等に対しまして、このような不祥事が二度と起こらないよう、公社の公金の管理含めた会計管理について、より適切に、正確に処理すべく改善方法、改善策を立案実施すべく、するよう強く指示されたところでございます。

で、私どもとしましても、このことを踏まえまして、玖珠町土地開発公社定款、業務方法書を遵守するのは勿論のこと、具体的な改善方法といたしまして、定期証書及び通帳等は会計課で保管し、公印は理事長が保管する。2番目として、理事会において、当該年度に係る当該年度に事業があるなしに拘わらず、銀行等の公的財産証明書等を添付して承認を受けること。3番目として、支払い関係等の決裁書類は、玖珠町役場事務決裁規則によらず、すべて理事長の決裁を受けること。うちの方の事務決裁になると、金額によって担当課長、総務課長、副町長決裁、町長決裁ありますけども、そういう決裁規則に従わず、すべて理事長の決裁を受けること。そして、また簡単な文書におきましても、

すべて、すべての決裁伺い書についても、理事長の決裁を受けること。このような具体的な改善方法とともに、日々取引事案が発生した場合、直ちに事務処理を行い、決裁を受けるなどにより、互いに牽制される、牽制される事務処理方法によりまして、二度と過ちが起これないよう、チェック機能をより多く持たせるようにしまして、二度と不正が起これないような体制を現在とっておりますし、現在そのような方向性で事務処理をしているところでございます。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 課長の言われることですね、よく分かりました。

それですね、まあこれは済んでしまったとか、仕方ないとか、そういうことでは絶対あってならないし、特に、やはりこういう1人の職員のためにですね、こういう事が起これるちゅうことは、全体職員のもうその信頼の失墜にもあたるしですね、大変また職員の方、いろんな方ですね、町長はじめ、本当にこの分に関しては苦慮されたんやないかと私は思っておりますんでですね、先ほど企画財政課長が言ったように、厳重にチェックしながら、二度と起これないようにということで、よろしく願いしたいと思います。

それですね、その第②番目の、監査委員の選任と定数についてであります。

今回このようなですね、大きな事件が起これたわけであります。これを無理することなく、先ほど言ったように、財政課長から今後徹底してですね、見直して、こういうふうにやっていくという説明がありましたけども、この、この機にですね、その監査委員ちゅうのは、一般の住民の方、そして、議会から1名任命されるわけでありますけども、その町の住民のですね、この監査委員は本当にこの条例にも中にもありますように、住民の有識者並びに町議会から1名となっておりますけども、今回の不正着服事件の再発を未然に防止するためにはですね、その監査委員の選任について考える必要があるんじゃないかと、私は思っております。

それは、監査委員については、地方自治法第196条によりますと、監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理の経営管理その他、行政運営に関して優れた見識を有する者としております。これまで、本町の監査委員の選任については、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や行政運営に関して優れた見識者を有する人たちによって、構成されてきたとは思っております、私はですね。

それで、監査委員はですね、とにかく、貸借対照表、バランスシート、又はその会計分析のある程度できる方など、第三者の目から監査の厳しい視点、そして、そういう監査の厳しい視点も不可欠だと私は思っております。つまり、公認会計士又は税理士などのそういった専門的な知識者から、業務の一部を委託したり、また非常勤でもいいから、監査委員に一般から登用することも一つの方法ではないかと、私はそういうふうには思っております。

今後はですね、やはりこの監査委員が専門を有する人材の登用というのが、これから重要ではないかと私は思っています。それで、その監査委員の定数については2名とされ、議員が1名その中に、そして1名は住民の中からのことになっておりますけども、その条例で、地方自治法第195条の中にですね、監査委員の定数について定めておりますけども、その最後のところに、ただし、その条

例で定数を増加することができることも、そういうふうになっております。

そういうことからしましてですね、2名というのはどういうものかなという、私なりの考えでありますけども、その監査委員の選任と、先ほど言った、わりと専門的なよく解かる人を選んでいただく。誤解があるといけませんけど、今まで一生懸命そういう立派な方をですね、住民の中から選任してきたと思いますけども、なお一層ですね、先ほど言ったように、非常によく分かる人、そういう方を監査委員に選任することも大事、必要じゃないかと。そして、その定数についてもですね、2名でいいのかなということでもありますけども、そのことについて、その町の考えはいかがでしょうか。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長兼自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） お答えをいたします。

地方分権の進展による地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大に伴い、地方行政のあらゆる分野で公正で効率的な運用が求められておりまして、監査機能の果たす役割は、従前にも増して重要になってきていることは承知しているところでございます。これまで町村にあっては、地方自治法の定めにより監査委員の定数が2人となっておりますが、地方自治法の一部改正する法律によりまして、同法の第195条後段に、先ほど議員さんが申しましたように、ただし書きが追加されまして、条例でその定数を追加することができることになりました。

今回の改正の趣旨要旨は、地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する監査委員の数を増加することができるようになったものであります。更に、各自治体の判断で、今回の改正で各自治体の判断で、識見委員の数を増加させることが可能となり、専門的知識を有する者などを必要に応じて選任することで、監査の充実につながるものと考えているわけでございます。

現在、玖珠町におきましては、議員代表の監査委員と、識見者からの監査委員の2名体制で玖珠町議会のご承認をいただき、監査業務を行っていただいておりますが、今回の地方自治法の改正に基づきまして、法的に定数を増加することは可能となりましたが、現在、議員もご承知のとおり、玖珠町行財政改革プランに基づきまして行財政改革を実施している中、単に定数を増やすことではなくて、監査方法や、監査内容についての充実が図れるよう、先進自治体の事例など研究し、監査に携わる関係職員の研修等を積極的に実施していきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 監査はですね、本当に町の財政の入り、出をきちっとする大事な部分でありますんでですね、もし先ほど私が申し上げたように、ある程度そういった会計士とかそういう方にお願いをしていくのもですね、最も分かりやすいきちっとした監査ができると私はそういうふうに思っています。またそういうふうになるように、また努力していただきたいと切に願っております。

それで、続きまして2番目の、少子化対策について、質問をいたします。

妊婦のですね、無料健診の回数拡大について伺います。

それで、現在の社会状況下では、子どもを産み育てるには、生活費や教育費や、医療費など、経済

的負担の比重が大きくなっております。実際に出産のためには多額の費用が必要となり、出産までの間、検査など多額の費用がかかります。妊娠から出産までの産婦人科に通う健康検査は、妊婦妊娠7カ月までは毎月1回、妊娠後期8カ月、9カ月は、月に2回、計4回、10カ月目は臨月ですので、週に1回行くそうであります。そして計4回となります。合計13回から15回健診を受けますが、費用の負担も大変であります。分娩費は出産育児一時金として、昨年10月1日より30万から35万に増額され、支給されておりますけれども、妊婦が産婦人科で定期健診を受ける際、1回につき、玖珠町では、日田、玖珠では3,000円から4,000円の費用がかかるようでありますし、また、妊婦は病気でないとの理由で医療保険が適用されません。経済的状況によっては、その定期健診を受けられない若いお母さんがいたといたしましたら、妊娠中の異常が見つけれずにハイリスク出産にもつながり、その後の子育てに悪影響につながります。妊娠して安全に子どもを産み育てることができるように、現在母子手帳とともに無料健診、玖珠町においては、2枚が支給されておりますけれども、この度、国の予算における妊産婦無料健診費の助成が平成19年度に大幅に拡充されました。

それで、国の2007年度予算における配分は、2006年度の330億円から700億円に倍増されました。この財源強化に伴いまして、公費負担の回数も5回程度に増やすことが望ましいとの通達が厚生労働省から出されており、本町にもきておると思います。

それで、本町が行っております無料健診の回数を2回以上、2回から5回の拡充をせめてこれお願いしたいなど。公費負担による回数増加は、確実に少子化対策につながり喜ばれると私は思っております。

厚生労働省の2回から5回の無料については、これにかかる費用は地方交付税措置され、公費負担の回数や給付の方法などは、実施主体である市町村が決めます。それで、玖珠町が本当に妊婦のことを考えるならば、2回から5回に実施していただきたいと。まあ他の市町村ではですね、全部公費でみてるところもあります。それで、この本町も、5回までは予算措置をするということでもありますので、無料健診の拡大をお願いしたいと思っている一人でありますけれども、そのお考えを伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

この妊婦の無料健診の回数拡大につきましては、今、秦議員のお話ししました情勢、経過なり、その方向性ということで、ほぼ間違いがございません。

そしてまた、この重要性から、厚生労働省の指針によって妊婦健診行いますと、今議員さんおっしゃいましたように、13回から14回程度という回数になろうかと思っております。そして、そのうちの前期、いわゆる妊娠3カ月から4カ月頃に1回分と、後期ですね、すなわち9カ月頃、妊娠9カ月頃の1回の計2回分を公費負担として助成をしているところであります。そして、このほかに、35歳以上の妊婦については、超音波検査ということで5,000円の助成を行っているところでございます。

そして、この助成は、玖珠郡内の医療機関をはじめとして、大分県内、そして福岡、熊本の広域で

契約して、受診できるという体制を今とってます。そして、また、今回この回数拡大については、1月の段階で、厚生労働省から、妊婦健康診査の公費の望ましいあり方についてという通知がありまして、既に、県内において、この妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方検討作業部会と、名称が長いんでありますけれども、こういうものを立ち上げて、行政側あるいは医師会、産婦人科ですね、医師会の方からも出席を願って検討を加えておりますし、今の段階で、その方向性としては、2回から5回に拡大するというところについて意思統一がみられているところではありますが、課題として、これは契約単価のあり方について、非常に各市町村まちまちであります。

具体的な金額を言いますと、県下でこの拡大した分の単価契約を5,000円で契約しようというふうにしておりますけれども、実際、郡内で、妊婦さんが公費負担以外のものの健康診査をした場合には、3,000円台で終わるそうですね。だから非常にそこに単価の格差が出てきますから、こういったものをどういうふうに調整するかとか、あるいは、ある自治体ではもう既に今年から4回やってると。5回じゃなくて4回にやったばっかだよというふうなことも言われておりますから、そういうふうに取り組みまちまちでありますから、こうしたものの足並みを揃えなきゃなりませんので、この取り組み状況をみながら、あるいは作業部会の検討状況をみながら見極めて今後取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 国も、そういうことで2回から5回ということに予算の措置をすることになっておりますんですね、是非3回、4回、5回と無料健診ができるようにしていただきたいと。そういう取り組みをですね、お願いしたいとそういうふうに思っております。

続きまして、学校司書の全校配置ということであります。

これは、学校司書の全校配置又は賃金の補助、増額及び未配置校への要望書、これは毎年議会に提出されておりますけれども、ここで、その学校司書の拡大、全校の配置ということについてですね、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、司書、そして本を読むこと、これは、非常にですね、心豊かな人格形成のためには、大きな役割を果すものには読書体験ではないでしょうか。ある識者の方が言われておりますけれども、読書の喜びを知っている人と知らない人では、人生の深さ、大きさがまるっきり違ってしまいます。一冊の良書は、偉大な教師にめぐりあったと同じです。自分の人生は、一回きりだが、読書によって、何百、何千の方の人生に触れることもできるし、2000年前の賢者、ソクラテスやプラトン、アリストテレスにも会える。読書は旅のようなものです。東や西へ、南や北へ、見知らぬ人たち、見知らぬ風景に出会える。しかも時間の制約もない、アレキサンダー大王とともに遠征したり、ソクラテスやヴィクトルユーゴーとともに友達になれ、語り合える。徒然草を書いた吉田兼好も、一人灯の下に文を広げて、見ぬ世の人を友とする。と表現しております。

要するにこんな喜びを知らない人は、なんともつたいないことかと。本を読むことがですね、宝の山を目の前にしながら何も取らないで帰ってしまうようなものだ、若き日の読書は、一生の土台であ

る。一旦読書の喜びを知った人は強い、本が友達になった人は強い。何しろ人類の古今東西の精神の宝を自由自在に味わい、汲み取り、使いこなしていけるのだから。と語っております。

小中学校のとき、このような人類精神の遺産である古典や名作に接することが、その後の精神世代にどれほど豊かに厚みのものにするのか、その影響力と効果は計り知れないものがあると思っております。

学校に図書司書がいる学校、いない学校、このことが子どもたちの将来にどれだけ子どもたちの将来の格差になるか、そして地域の潜在意欲の格差になるか。そして同じ国の同じ教育理念の中で、不公平をどう、現にこういうふうに玖珠町においては不公平があるわけですね。司書がいる学校といない学校がある。子どもたちにどう説明していいのか。

そういうことで、私は学校司書の果す役割について、どのようなお考えなのかを伺いたいと思いません。

○議長（片山博雅君） 西野教育長。

○11番（秦 時雄君） 議長よろしいですか。ちょっと私の説明が、間違っていたらすみませんが、①番ですね。学校図書の果す役割について、どのようなお考えなのか、伺いたい。

○議長（片山博雅君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 学校図書館の意義やそれから読書推進の基本視点からの質問でございますので、最初の質問につきましては、教育長がお答えをいたします。

学校図書司書の果す役割についてお尋ねでございます。

全国的な学力調査などで、生徒の読解力であるとか、あるいは表現力が低下し、伝える力や聞く力のコミュニケーション能力が乏しくなっておるといことが今指摘されておるところであります。言葉の力をつけるためには、言葉と出会う機会を増やすことが私は大切だというふうに考えております。人と人が伝えあう、あるいは感じあう、そしてわかりあうなどなどのことは、感性を磨く基盤として重要なものでありますし、子どもたちの人間形成に大きく影響を及ぼすものであるというふうに考えます。そのためには、議員も先ほどからご指摘のように、読書活動が必要であろうかというふうに考えるところでもあります。

学校図書司書につきましては、本来ならば学校司書教諭が配置されてるところでは、司書教諭を補助し、学校図書館の環境を整備するとともに、自主的な読書活動を誘発する広報活動は勿論でございますが、子どもたちを図書館へ誘い込む意図的な行事や活動を、学校教育活動の中に位置付けて現在学校図書司書は実践をしているところでございます。

学校図書館教育の充実を図り、子どもたちの国語力の基礎、基本や感性を高め、議員ご指摘のように、豊かな心を育てる読書活動の一翼を担っている学校図書司書は、学校図書館の人的整備として必要であることを申し上げて回答といたします。以上でございます。

○議長（片山博雅君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 秦でございます。今教育長が言われたその役割、学校図書の果す役割について

てですね、述べていただきました。まあ実にそのとおりだと思っております。

それでその小中学校図書司書ですね、現在の配置、その雇用のあり方についてですね、考えを伺いたいと思います。

それは、1つは、玖珠町内の小中学校にその図書司書のいる学校といない学校がある。その玖珠町の町内のうち小中学校の図書司書はP T Aが雇用し、また町が補助金を出している。しかもその町内の小中学校で司書を置いているのは、中央小学校、塚脇小学校、森中学が単独で置いているということでございますし、玖珠中と小田小は、1人の司書が兼任している。北山田小中学校、そして、八幡小中学校は、それぞれ2校兼任してるということでありまして、司書がいない小学校は、山浦の山浦小学校、杉河内小学校、古後小学校、日出生小学校、小野原分校、それら5校、中学校では、古後中学校、山浦中学校、日出生中学校など3中学校になっておりますけれども、その現在のですね、司書の配置、その現在のその雇用のあり方について、そのお考え、所感を伺いたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） お答えをいたしたいと思います。今議員の方から言われたことが私の回答とほとんど重なっておりまして、小中学校図書司書の配置及び雇用のあり方についてでございますけれども、先程議員さん言われましたように、最初に昭和55年に森中央小学校に1名、続きまして昭和63年に塚脇小学校に1名、それから翌平成元年に森中学校に1名、その翌年に北山田小学校と北山田中学校兼任で1名、同じく八幡小と八幡中学校兼任で1名、平成3年に小田小学校と玖珠中学校兼任で現在6名の配置がなされているところであります。

雇用の形態につきましても、いずれもP T Aの雇用となっております。それから、図書司書の経費につきましても、議員さんおっしゃられましたように、P T A会員の負担金と、町の補助金で対応しているところでございます。

○議 長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それで③番目の質問であります。

子どもたちに楽しく読書に親しみ、環境づくりのために図書司書の全校配置とP T A会費の経済的負担の軽減について伺うということでもあります。

それで、いま、図書司書はP T Aが雇用してるということで、その司書の給与の一部を親が負担している。そして、学校によって、その徴収金、徴収されるお金がそれぞれ格差がある。聞くところによりますと、塚脇小学校が1人の生徒に対して月110円の図書費として徴収して、年間10カ月1,100円、そして、また玖珠中学校、小田小学校では生徒1人当たり月380円徴収し、年間10回の3,800円徴収しておるようであります。玖珠町内における小中学校の図書司書がいる学校といない学校、更に生徒数が少ない学校は、P T Aの負担が大きいようになっている。私はその学校教育において、そのような不平等があつていいのかということを考えるのであります。

大変にこの積然としないものがあります。憲法26条には、すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると。そして、また、教育基本法第3条には、

すべての国民が等しく能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであり、こういうふうにも明記されているわけであり、そういうことを考えますと、この町内におけるですね、司書のいる学校、いない学校というのは、非常にこれは不平等であると。この教育基本法また憲法からしてですね、これは、やっぱり町がその負担をしてですね、そして、全校に司書が、司書を置くようにやっぱりしなければならないと、私はそういうふうにも考えるのであります。それで、まあ、常に玖珠と九重町というのは比較されるのでありますけれども、九重町は、どうされているかといいますと、小学校が6、中学校が4、そして、全部の小中学校に司書が配置されております。それも2校1人の人が2校ですね、兼任されているちゅうことでありますし、九重町におきましては、1人の負担金が月140円、そしてそれを10ヶ月1,400円、1,400円で、すいません。月、月額が間違っております。1,200円です。九重町は月額1,200円で10ヶ月間徴収しておるそうでありまして、これが1,200円ちゅうことになります。

そして、玖珠町のように、多い小中学校、生徒数が少ない、多い学校に、生徒数に係らずですね、その後の不足する分といいますかね、あとは、町が全部助成してると言うんですかね、ちゅうことであります。

本当にそういうことを考えますと、玖珠町もですね、やはり読書、先ほど言われたように、一人の人間においてですね、非常に重要なですね、読書ちゅうのは影響持つものでありまして、そのその読書の指導などをですね、やっぱり司書が行っていく重要な役目があるわけですね。そういうことを考えますと、やはり是非ですね、この司書をなんかのいい方法で全校に配置していただきたいと、そういうことでありますけれども、その全校配置と、PTA会員の経済的負担の軽減であります。このことについてですね、そういうことができないかちゅうことに対して、質問をしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） お答えをいたしたいと思っております。

議員さんお尋ねの、PTA会員によります負担金の軽減と、それからすべてに学校にということなんですけれども、現在、議員さんもお存知のように、PTAの雇用につきましては、それぞれPTAの会員と、町の補助金で運営されてるところでございます。全校配置になりますと、古後小学校、古後中学校併せましても、生徒の数が43名、春日小学校と山浦中学校合わせましても、生徒の数が21名、以下、日出生小中学校16名、杉河内小学校6名と、大変まあ小規模な生徒数になり、このPTAの方々が、それぞれ独自に図書司書を雇用するには大変厳しいかと思っております。そのために、へき地の小中学校につきましても、現在わらべの館の事業であります本の玉手箱の移動図書館を大いに活用していただきたいと思っております。

先月のNHKの大分ほっとニュース久大線沿線キャラバンで、古後小中学校の活用状況が放映されたところであります。それから、行財政改革の中での補助金の負担というのは、大変厳しいかと思っております。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） まあ私もニュースで見ましたけども、そういう事業やっておられるのは、よく分かっておりますけどですね、できたら、やっぱりそういうように学校にですね、週に3日か2日ですね、司書がちゃんとおってですね、そういった指導行うちゅうことが一番大事なことだと私は思っておりますので、今後やっぱりこういうことに関してはですね、真剣に取り組んでほしいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次にまいります。学校図書館の充実と整備についてであります。

これは小学校、小中学校の図書館整備費、これまできちんと盛り込まれてきたかということであります。

平成17年の12月にですね、子どもの活字離れが問題になる中に、子どもがより読書に親しむ環境をつくるために子どもの読書活動推進に関する法律が成立しました。この法律によって、学校図書館の充実を含む子どもの読書環境の整備について、国や地方の責務が初めて明示されました。同法の施行を受けて文部科学省は、平成14年度から平成18年度まで5年間学校図書館図書整備、本の購入費のために毎年毎年度約130億円、5年間の総額は650億円を地方交付税で措置してきました。その図書整備費は、地方交付税で措置されるために使途が制限されません。つまり自動的に図書の購入として使われるわけではなく、どう使おうが各自治体の裁量によって決められるもので、国が図書費として使ってくださいといったものの、他の予算に流用される、建設費になったり、いろいろの使われ方をするわけであります。子どもの読書の推進について、推進していくためにも、なんとしても図書費の予算の確保をするようにしなければならないと思っておる次第であります。

このような観点から、小中学校の図書館整備について、これまできちんとこれまできちんと盛り込まれてきたのかということであります。

併せて、その次にですね、②番目の小中学校の蔵書数は、目標に達しているのか。学校図書館図書標準値ということですね、これに達しているのか、どうなっているのか。そして、①番目に小中学校の各クラスあたりの図書費はいくらになるのか。本町配分されている地方交付税として配分されているその学校図書館図書費はですね、何パーセント学校図書館のために使われてきたのかということですね。それを伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） お答えいたします。

今、①番、②番、③番のご質問ですが、特に関連がございますのは、①番と②番が関連がございますので、①番、②番併せてお答えをいたしたいと思っております。

小中学校の図書館整備費としてきちんと盛り込まれてきたかと、それから、1学級あたりの図書費はいくらになるか。とのことでございますけども、学校図書は、子どもたちが本と親しみ、本を楽しむことができ、自主的な読書活動を行える環境を整えるためにも、学校図書館の充実を図ることは大変重要であると認識をしております。平成14年度から平成18年度までの5カ年間で学校図書館、図書整備費として650億円が地方交付税に盛り込まれた財政措置が取られております。

この学校図書整備の地方交付税算定につきましては、ご案内のように小学校におきましては、人口10万人標準施設規模で、1学級40名、18学級720名を標準とした地方交付税算入の負担費用となります基礎の数値がございます。

平成14年度から平成18年度まで、過去5ヶ年の数値につきましては、小中学校のまとめた資料、後で議員さんの方にお渡ししたいと思いますが、中間の平成16年度で答えをいたしたいと思いません。

市町村の児童数や学級数等が異なりますし、また、国の標準指数での標準額との単純比較はできませんが、学級割比較で見ますと、平成16年度の国の標準規模1学級あたりは、約2万4,400円、玖珠町におきまして、小学校の図書購入費と学級数から1学級あたりを学級割りで計算いたしますと、約2万8,300円、で、国の標準額を上回っております。小学校の図書整備費は、きちんと盛り込まれていると考えております。

次に中学校の標準規模、1学級あたりを換算をいたしますと、小学校と同じように、人口10万人標準施設規模で、1学級40名、15学級600名を標準規模として単位費用の算定基礎通知がございます。小学校と同じようにやはり、標準の指数でございますので、すぐに単純比較はできませんけども、同じく中間の平成16年度で答えをいたしたいと思いません。

平成16年度での国の標準規模1学級あたりは、約4万8,800円、中学校玖珠町の中学校の図書購入費と学級数から1学級あたりを学級割りで換算しますと、玖珠町は、3万7,400円であります。標準指数から比較判断しますと、国の標準よりも低いようですけども、玖珠町の中学校1学級あたりの児童生徒数が平均21.3名を考慮しますと、必ずしも中学校の図書購入費は少ない額ではないと考えております。

政府が平成14年に策定しました経済財政運営と、構造改革に関する基本方針によりまして、地方交付税の削減が進む中、行政改革の下に大変苦しい財政運用を行っている状況であります。

また、児童生徒数の減少により、学校教育の厳しい運営状況でありますけども、今後も学校図書が十分に機能するよう充実を図りたいと思っております。

それから、番目の質問ですが、議員さんからまだ番目は言われておりませんが、番、番が関連いたしますので、できれば番番合わせたところでお答えをいたしたいと思いませんけども、いかななものでしょうか。

○議長（片山博雅君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 番まで、それでは、どうぞ言っていただければいいと思いません。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） それでは、番と番が関連しておりますので、併せてお答えをいたしたいと思いません。

各小中学校の蔵書数は、目的に達しているかというご質問でございますけども、学校図書館図書標準で定められております蔵書の冊数で比較をいたします。玖珠町の小学校全体の蔵書数達成率の平

均は105.4%であります。かなりの達成率だと考えております。その内訳の一部になりますけれども、塚脇小学校では、標準図書数で比較しますと112.8%の達成率であります。それから、北山田小学校におきましても139.6%の達成率となっております。ただ、森中央小学校では、若干91.7%の達成率であります。

次に、中学校の整備状況であります。小学校と同じく学校図書館図書標準と比較して、中学校全体では89.2%の達成率であります。平成14年に文部科学大臣表彰受賞した八幡中学校がトップで102.4%の達成率をしております。以下、玖珠中学校の93.4%、森中学校の88.3%、以下いずれも80%以上の達成率をしております。平成5年3月に策定をされました学校図書館図書標準によりますと、全国平均で、平成16年度末の学校図書館標準の達成率が小学校で37.8%、中学校で32.4%とともに達成率が30%に止まっております。こういうことからみますと、玖珠町の小中学校全体の達成率は、よいと考えております。

それから、番目の、平成19年度より新たな学校図書館図書整備計画のスタートでありますけれども、この今後の取組みにつきましては、現在の達成率からも考えましてもよい方ではありますが、今後は、それぞれ図書館の情報の古くなった図書を更新するなど、整理を重ねて平成19年度から平成23年度までの新たな学校図書館、図書整備5箇年計画におきまして、計画的な学校図書館標準の達成目指すよう各学校にまた指導してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今の学校教育課長から説明ありました。玖珠町における小中学校のですね、その図書費、配分された図書費、そして、また蔵書の目標達成ですか、これは、私がびっくりいたしました。全国的には、いま小学校が37.8と中学が32ちゅうことでおっしゃられておりましたけれども、非常にいい数値で、非常に図書費のためにですね、お金を使っているのではないかと、私はここはつきりわかりましたけれども、今後、また玖珠町はですね、わらべの館、そして子ども王国ですか、これを標語としてですね、やっぱり子どものためのこういった文化、教育、文化といいますかですね、積極的にやっぱりこれは推進する必要があるし、平成19年度本年からまた新しく5ヶ年でそういった新しい本の取り替え、古くなったら取り替え、そして新しい新刊を蔵書を揃えると、そういったことに関してまた積極的ですね、取り組んでおられるし、更にまた積極的に取り組んでいただきたいなど、そういうふう思っております。

議長、私ちょっとですね、質問を抜かしたところがありますので、もしよかったら、質問一部だけ妊婦の無料健診の回数拡大をということで、②番目に乳幼児の紙おむつゴミ袋の無料配布ということですね。これに関して質問してよろしいですか。

○議長（片山博雅君） 通告どおりであればどうぞ。

○11番（秦 時雄君） はい、じゃありがとうございます。

それじゃあ、あと4分ありますけど、これは例えばの話であります。

例えばこういったきめの細かいですね、乳幼児に対しての子育ての支援ちゅうのは必要じゃないか

と思ってるんです。まあほかの自治体ではですね、またお母さんが健診に行くその交通費まで支払ってるところもあるんです、そういうふうにはですね。そして先ほど言ったように、15回、13回から15回の妊婦の健診に対してもですね、無料化しているところありますけど、まあそこらへんいかがでしょうか。例えばおむつもたくさんゴミとして出ますけども、ゴミ袋とかですね、そういったことに関してこういった支援も必要じゃないかと、私は思っておりますけども、どうでしょうか。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） はい、お答えいたします。

今日、生活様式こういったものが大きく変わって、合理性とか、利便性、追求するようになってきておりますが、ご質問のこの紙おむつ、これも現在人にとっては、購入のための経済性を問わなければ大変便利なものだと思いますが、一方で使用の紙おむつ、これはゴミとして出されるわけでありまして、いまや増え続ける一方のそのゴミ処理が問題となりつつ状況もあるようではありますが、紙おむつか、布おむつか、紙おむつかの議論は、この経済性、利便性に加えて、環境面やあるいはまた育児上からも問い直されているやに聞き及んでおります。

そして、また、一方視点を変えますと、今日の社会福祉政策は、従来のような、単なる補助金のばらまき行政と批判のありました、経済的救済のための金銭給付、こうしたものを改めておりますし、また福祉サービスを必要としております人を、家庭や地域から切り離して、ただ単に福祉施設に入所させるといった方式を今では改めて、現在では、自己選択、自己決定というものを前提としまして、自立生活を支援するように福祉サービスへと転換しているのが現状であります。議員さんのご質問も今日の少子化を憂いてのご質問であろうかと思いますが、少子化対策については、いま現在では、福祉部門を越えて町の産業、教育、文化あるいは家庭環境など、広い意味で条件整備が必要であることは、承知のとおりでありますし、こうしたことから、紙おむつやゴミ袋代の支給といったことが極めて個人的、金銭的給付の性格が強いものでありますし、もっと言えば、少子化対策上の直接的あるいは行政的なですね、効果というものもまだまだ考えなければならぬというものがあるかと思いますので、予算化は考えてはないというところでございます。

○議長（片山博雅君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 以上もちまして質問を終わります。

○議長（片山博雅君） 11番秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） こんにちは。大変お疲れでございます。10番宿利俊行でございます。

平成19年第4回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、感謝いたしているところでございます。

さて、過ぐる4月の町議会選挙では、多くの町民の方々のご支援をいただき議席を与えられました。私ごとで大変恐縮でございますが、本席をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。私は町民の代弁者として、初心を忘れることなく頑張る所存でございます。更なるご支援ご鞭

捷を賜りますようよろしくお願いいたします。前置きはこのくらいにいたしまして、質問に入らせていただきます。

さて、今回一般質問の通告により、行財政改革について、2番目に農業振興について、3番目に公共事業の入札方法について、の3項目を一問一答方式で進めていただきます。

まず、1点目、大型公共事業の見直しをする考えはあるか。特に、総合運動公園建設の大幅な見直し、凍結を求める。

今回、私は改選にあたり、多くの町民の方々に接してまいりました。その中でも、特に総合運動公園建設は、今日的な著しい社会情勢が変化する中で、町民が求めている声を聞く考えはないでしょうか。答弁をお聞きいたしまして、再質問いたしたいということでございます。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長兼公園整備室長。

○建設課長兼公園整備室長（合原正則君） お答えいたします。

総合運動公園建設の大幅な見直し、凍結についてのご質問でございますが、平成16年の第3回議会で、議員から同じ質問をいただいております。その際、議員の質問に対して、町長から具体的に詳しくお答えをいたしておりますし、議員さん方には、これまで幾度かご説明を行っております。この総合運動公園建設につきましては、20数年前から住民要望が出され、昭和56年に基本計画を策定して、検討されたのですが、当時場所や予算面などで中断されておりました。その後平成8年に、町民団体などから、建設の要望書が出されるなど、建設に向けての機運が高まったとの判断から、平成9年に基金条例を制定いたしまして、平成9年から建設に向けての基金の積み立てをしてきたところでございます。

また、この間、庁舎内に総合運動公園の整備計画推進班などのプロジェクトチームを設置しまして、スポーツだけの施設利用でなく、子どもからお年寄りまで、だれでも気軽に利用でき、安全・安心の遊び場、ストレスなどのリフレッシュの場、家族などのコミュニケーションの場など、町民がだれでも憩い、癒せる場として、玖珠町総合運動公園の建設に向けて検討を重ね、更には、議会でも平成11年から、議会独自に玖珠町議会運動公園調査研究特別委員会などを設置していただきまして、検討され、平成15年に議会の了承を得て、現在建設に向けて事務を進めているところであります。

議員の心配されておられます事業費につきましては、防衛省と国土交通省の補助金、平成9年から積み立ててきました総合運動公園基金、過疎債などの優良債、そして一部一般財源を効率よく組み合わせまして、建設を計画しておりますので、町の財政構造や財政事情に影響与えることにはならないと思っております。

建設後の維持管理につきましては、できるだけ経費削減にNPOやボランティア団体、スポーツ団体などに委託するとか、またネーミングライツ制の導入などでランニングコストを抑えてできるだけ維持管理経費の掛からない方策を検討していきたいと思っております。

また、町民の方には、これまで地区説明会や広報くすなど、その都度お知らせしてまいりましたが、再度議員ご承知のように、広報くす5月号より、6回に分けて総合運動公園の事業目的、整備概

要を掲載しまして、理解と協力をいただくべく周知をしていくことといたしております。

したがって、今後、建設に向けては、これまでも一部見直しましたが、今後の一部見直しの検討はあろうかとは思いますが、議員ご質問の大幅な見直しや凍結は、現在考えておりません。以上です。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） わかりました。私はそういうことは、既に理解しておるわけなんです。ただ、先ほどですね、著しい社会情勢の変化ということをお考えになったことがあるかどうかということが、一番今日的なですね、この総合公園に対する町民の考えじゃなからうかなと。

ちょっと私2、3ですね、参考までにといいますかね、これまで住民の方が、町民ちいいますかね、町民の方が言われておることをちょっと説明と申しますか、言ってますけどですね、まずですね、この総合運動公園の計画建設をすることで、九重町と合併の破綻の1つの原因になっておると言われておりますね。それから2つ目としてですね、更に、総合運動公園を建設すれば、福祉や教育、医療、環境、農業までが犠牲になるおそれがあるんじゃないかと、そういう心配がありますね。それから3点目ですね、少子高齢化が進行する中で、負の財産ということがいいのかわかりませんが、そういうことを住民の方は言っております。

なぜかという、これはですね、現在、中山田のところは国道210号線の沿線で、この国道210号線は、今ですね、毎日約1万2,000~3,000台の通行車両があるわけなんです。で、その通行車両のですね、まあいわゆるどう申しますか、の方々が、ここは運動公園が開設されると、ちょうどこの210号線にはそういったそのトイレの施設あたりがないらしいですね。ですからそういったことを非常に利用されることになりませんか。で、そのですね、1日1万2,000~3,000台の車のいわゆる、その方々がですね、仮にここに入ってそういった利用されますと、その後始末をやはり町民がしなきゃならないか、そういう心配がある。

で、もう1つこらまあ付け加えますけどで、そういうことですね、九重町はいち早く自立の道を考え、吊り橋を建設をいたしております。そして、それがまあ今日ですね、莫大な収益を上げ、そして町政を潤しておるということはもうご承知のとおりなんです。ですから、まあ町民の方にしてみれば、私が今の中で、やはり九重町と合併をしておればですね、まあ吊り橋の金も玖珠町には使えたんじゃないだろうか。そういうその極めて単純な考えでございますけど、やはり住民の感情というのはそんなもんなんです。ですからそこへんをですね、やはりもう少し、勿論町報でですね、5月から6月と、そして9月までに詳しく説明をされるということですけど、そういったのが今日ですね、この総合運動公園をやはり見直すなり、当分の間ですね、そういった行財政改革の話が終わるまで、凍結をしたらいかがなもんかなということなんです。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長兼公園整備室長。

○建設課長兼公園整備室長（合原正則君） お答えいたします。

合併に、総合運動公園の建設が支障があったんじゃないかということでございますが、当初、九重

町との協議の中で、まあそれが直接の原因かどうかということにははっきりしませんが、いろんな諸問題がありまして、合併がうまくいかなかったということは承知いたしておりますが、それが直接の原因ではなかったんじゃないかというふうには、私自身は思っております。

また、福祉などの予算的な面で切り捨てられるんじゃないかというご質問につきましては、総合運動公園につきましては、もうご案内のとおりご説明しておりますが、スポーツする選手だけの施設ではございません。何度もご説明しておりますが、そこには、やはり健康回復のため、お年寄りや子どもたちが健康を確保するための施設、そして、リフレッシュする施設、そういった部分を重要といたしておりますので、それについてもご理解いただきたいと。

また、先ほど申し上げましたように、建設にあたっては、これまでの福祉関係予算、そういったものにも影響しないような積み立てもし、また、国の補助金もできるだけ活用して、一般財源は、うちの財政でいいますと、約年間一般財源でも8億近くございますが、その1%に満たないような予算を4年から5年かけて入れてするというので、構造的にも影響しないような対応の仕方での建設を考えております。

また、負の財産ということで、国道210号線通る方々がトイレにということもございましょうが、やはり、そこを総合運動公園ということで名前を売ることも一つの方法でありますし、町外の方も来て利用していただければ、住民の、玖珠町民、住民の方が交流もできますし、町外の方の利用につきましては、幾分の応分の負担は願うということも考えておりますので、そのへんについても、今後維持管理の部分で検討していきたいと思っております。

もう1点の、九重町の吊り橋は儲かっているがということですが、これは、総合運動公園につきましては、住民の健康を考えての建設でございますので、福祉部門と一緒に即現金化で、現金として現れるものではございませんので、そういった健康面をどれだけ見るかということになってくるかと思えますので、そういった面につきましても、保険関係の保険税関係の負担率が減るとか、そういった健康管理していただければということで、金額は現れませんが、そういった面でご理解を賜りたいというふうに思います。

また、町民の方には、先ほど申し上げましたように、6回の広報でそういった目的等お知らせして、ご理解賜るように計画いたしておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） はい、まあ建設についてはね、今おっしゃったように、国あるいは県それからこれまで10数年間積立てをしてきたわけです。まあ、その積立てについてもこれはもう町民のですね、やはり貴重な税金を積み立ててきたわけですから、何もですね、国から来たとか、あるいは県から来たわけではございませんので。ですけど建設はそれなりに、私はそういったですね、予算対応で今できるかと思いますが、やはりできてから次のやはり維持管理というところにもですね、やはり皆さんがご心配をしておるということは、これ事実でございましてですね、やはりそれが、これからいよいよ出来上がるのは26年ですかね、そういうことですけど、そこへんにさしかからないとですね、

そらまあ話としては憶測とか推測になってしまいますから、これはこちらにおきましてですね、ですからそうなりますと、私はですね、まだ、更に住民の方はこういったことも言っておられるんですね。

まあこのようなやっぱ問題でですね、まあ言うなら町の大きな将来をどういいますかね、その左右するような事業についてはですね、つまり住民投票条例でも作って住民の意思を集約するためにも、住民投票したらどうかと、そういうような声も実はあるわけですね。で、県内にもですね、臼杵市か、臼杵市はですね、なんかそのようなことを条例化して、住民に諮っていくような道も進めておるといふふうに言われておりますですね。ですからこのままですね、進行すれば、まあなんとなくですね、むなしさばかりが残るような気もするわけなんです。ですから、確かに町報等で広報はなさってはおりますが、今日的な、そういった本当にやっぱりこれはもう住民のですね声なき声といえますかね、そういうやっぱことじゃないだろうかなと思っております。

ただですね、私も今回、6月かな、6月の広報の中でまあ説明をいたしておりますね、広報は、持ってないですね。

ここはですね、これはね、今年の3月に秦議員さんが説明、質問したのですね、課長はこういうふうに答弁をされておるんですね。「すでに、合意書につきましては19年度概算要求の18年度に前倒しをして予算も付いていますし、19年度についても概算で4月早々には付くんじゃないかというふうに判断いたしております。そういった面で、現在のところ、国の削減については心配はしてないところでございます。」そういうふうに3月ですね、これまあ秦議員さんの質問で答えておりますが、6月の町報ですね、ちょっとニュアンスが違うんじゃないかなと。

というのはですね、町報のね、見出しから1、2、3、4、5段目ですかね、来年度以降も、いやこの前ですね、「国庫補助金のウェイトは全体事業費の半分近くなりますので、来年度以降も継続して国庫補助金が確保できるよう努力をまいります」と、そういうふう書いてあります。

で、私ですね、情報ではですね、ここは違ってるかもしれませんが、一応私が聞いた範囲ではですね、国はですね、19年度のいわゆる補助金は厳しいので、18年度のね、予算から19年度に使ってくださいというようなことで補助金が降りてきたやに聞いております。そのへんはどういうふうなっておるかですね。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 自席からお答えさせていただきます。

運動公園に関します宿利議員の質問に関しましては、ただ今までに建設課長が答えたとおりでありますけれども、再度私の方から、16年の議会で宿利議員に直接お答えしたことを含めまして、お伝えをしておきたいと。そして、また、ただ今の具体的な国庫補助金の問題、あるいはこの住民投票の問題等についても、改めてお答えを申し上げたいというふうに思います。

宿利議員のご質問は、要は運動公園建設計画を凍結ないし、この見直しできないかということでございますけれども、そのご質問であれば、先ほど課長お答えしたように、大幅な見直し、凍結の

考えはございませんということをお答えする以外ないわけであります。

経過については、先ほど縷々申し上げましたけれども、昭和58年でありますけれども、議会の要請によって、当時、玖珠町は運動公園建設計画を作っておりました。これが、建設場所や資金の関係で着手できなかった。その頃は、私は大分県庁におりましたし、議員は町職員としておられたと思っておりますけれども、濱田前町長さんが亡くなったときの新聞記事をご覧になったと思っておりますけれども、濱田町長は、運動公園実現に夢をかけたけれども成し得なかったというふうに報道されておりますとおり、既にその頃から建設計画は検討され、議会の要請によって決定いたしましたわけであります。

そして、平成8年に、建設計画の陳情等が多数の町民の署名で提出されて、その時点で、この執行部としても、建設を進めようということで基金条例を設置いたしました。勿論このときは議会全員の了解であります。

ただ今の質問聞いておりますと、町執行部が、町がというふうなことおっしゃいますけれども、申し上げるまでもなく、この議会というのは、町政の最高議決機関であります。平成16年まではすべて玖珠町議会が決定をして、玖珠町議会がこの進めるように意思を表明した事業でございます。それが、時は同じくしたわけでありまして、たまたま3年前の町長選の時期から反対の声が出てまいりました。やがてそれは凍結という言葉に変わっていきますけれども、選挙の直前からその運動公園建設反対の声がにわかに出てきたわけであります。

当時16年には、基本計画を決定いたしておりますけれども、あるいは、この場所の8箇所の場所の候補地から中山田地区を第一候補地として選んだわけですが、その年も同じく基金の積立て、予算の計上もしてあるわけでありまして、当時まあいわば議会は全員一致でこれを政策決定してあるわけでありまして、そして、先ほども申し上げましたように、選挙と機を同じくして、反対、凍結という意見が上がってきたわけでありまして、ご心配な点が、仮に財政上の問題であるということになれば、社会情勢の変化ということが、地方財政の状況の変化ということであれば、広報等にもお伝えしてございますし、先般も議員さん方にも説明したと思っておりますけれども、用地取得にまで国庫補助金をいただいて、ご案内のように、用地取得には国庫補助金や起債の充当というのは難しいんでありますけれども、それをいただいて造ろうとしてる。

そしてまた過疎債というのは、交付税で見返りがあるわけですが、それも2億円の限度で充当しようとしてる。そして、この十数年間にわたって積み立ててきた特定目的基金である運動公園建設基金を14億充当しようとしてる。一般財源は、現在の計画ではわずか数千万円であります。こういう計画を見通しの下に設定をして建設に着手してあるわけでありまして、既にお話のありましたように、19年度に予定いたしておりました用地取得の補助金も、国の方の好意で18年度に繰り上げてやらんかというふうなお話がありまして、18年度に3億円余りの補助金が、18年度の前倒しで1億2,500万でありますけれども、補助金が付いて、これは先般の議会3月議会で決定いただいたように、明許繰越をして繰越財源としてるわけでありまして、

そういう着実な財政計画によって進めておりますので、福祉とか、教育とか、予算とか、ほかの予

算に影響与えるのではないかと、一部そういうかたがいらっしゃいますけれども、積立金あるいは国庫補助金でありますから、現行の福祉関係予算、教育関係予算に影響が出ないのは、これは当然の理でございます、極力そういう影響がないように、また運用してるところであります。

それから、仮に維持費のことをご心配なさるのであれば、維持費につきましては、正直なところ、どういう維持管理をするかによって、その金額は固まってまいります。大都市の運動場の立派な運動場の例を引き合いに出されて、何億もかかるよというふうなことをおっしゃる方がいらっしゃいますけれども、私どもの方では、仮にこういう管理をした場合には2,300万円というふうな数字を打ち出してるわけでありまして、これは、今後管理をどういうふうにやっていくか。場合によっては、予算の範囲でやっていくということであれば、まだまだ安く済むわけでありまして、町民のご協力、スポーツ団体のご協力等があれば、まだまだ安くつくものというふうに思っております。

それから、この時代の流れというものの中で、九重町との合併のことがありましたけれども、ご案内のように、凍結を言い始めたのは九重町でありまして、九重町は、凍結を言い、かつ自分のところの大型事業に着手したわけでありまして、それが、なんか合併の支障になったというようなことは、直接的にはないというふうに思っているところであります。

それから、負の財産だとか、トイレの利用がされないかということではありますが、これは、いろんな事業するときには、必ず小さなところで何か直接住民の方の利害に反するものは出てくるものでありますけれども、極力そういう負にならないように、これから建設にあたって実施していかなければならないというふうに思っております。

最後に、住民投票したらどうかという意見であります。

現在の地方自治というのは、議会制民主主義をとっておることはご案内のとおりでありまして、その町民の代表である議員さん方が全員一致です、事業の進捗を決められたものであります。それを改めて住民投票に問うというのは、わが国の、わが町の民主主義というものに対する挑戦だというふうに思っておりまして、私の方から住民投票条例を議会に提案するような考えは毛頭ございません。今後とも現在の計画を小規模など申しますか、微調整だとか、見直しというものは続けますけれども、これは、現在の計画を粛々と実施をしていきたいというふうに思っているところであります。

重ねてご理解いただきますようお願いいたします、お答えいたします。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） まあ町長のおっしゃることはわからないわけではございませんが、さしあたって、やはり町民の方々はそういった考えを持ってる方が大勢今いらっしゃるということはですね、肝に銘じておいていただきたいというふうに思っております。

次に、②点目でございます。

国の税源移譲に伴う税制改正について、町民、いわゆる納税者の理解と本町の徴税対策は万全か。また税源移譲で税収はどのようになるのか。

これはですね、三位一体改革、国税の所得税を減税し、地方税の住民税を引き上げようという、地

方への税源移譲などであります。個人住民税が増税という形で課税されています。特に、年金者や高齢者に負担が厳しい内容となっています。これはですね、単純に言いますと、国が決めたことだから、仕方がないと言えばそれまでですが、これまではですね、国がいわゆる国といいますか、国税庁が、いわゆる税務署ですね、税務署が所得税を徴収して、そして、それを国が一旦吸い上げて、いわゆる地方に交付税というような形で配分をしてきたわけでございますね。今もまだ残っておりますけどですね。しかし、今回はそういうふうな税源移譲で、いわば交付税でくればですね、いわゆる決まった額は100%くるわけですが、これをですね、今回の改正で、いわゆるその自分たちの町村で課税、徴収までしなければ収入として使うことができません。つまり自助努力が要求をされるということなんです。

したがってですね、これまでのように、私はこの税金問題については、1期4年間の中でかなり執行部の方にもお願いもし、いろんな面で質問もいたしておりましたが、やはりこれまでの徴税の収納状況見ておるとですね、非常に収納状況が決して、県下でも上位ではないと。いわば滞納が増えておると。そういうことになると思います、今後やはり自主財源としてせつかく国から地方に税源が移譲されたが、やはりここの役場の中で滞納が増えるようなことではいかなものかというような気がするわけなんです、そのへんのところ、税務課長どういうふうにお考えになっておるか、お聞きします。

○議長（片山博雅君） 大塚税務課長。

○税務課長（大塚章雄君） 税源移譲に伴う税制改正について、納税者の理解と徴税対策についてお答えいたします。

納税者の理解を得るための周知等につきましては、昨年12月の広報くすで、平成19年から住民税、所得税が変わりますという大見出しのもとで税源移譲についての目的、どのように変わるのか、負担はどうなるのか。いつからか、また、そのほかの改正で、定率減税の廃止、老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置について、詳細に掲載し、また、今年2月号につきましては、特集として申告の案内、日程の周知の中で、税源移譲の改正点を掲載、更に最終ページにあります町長の夢、情熱、愛のコーナーで、ぬか喜びのテーマで税源移譲の話題を掲載しております。

また、確定申告会場では、国から地方へ税源移譲、所得税、住民税が変わりますという総務省、全国地方税務協議会の企画政策ビデオを常時放送しておりました。また、申告者においては、お知らせ文書を配布、その折、しております。

納税者に対しましては、特別徴収者には、5月に事業所を通じまして、本人に配布をしていただくようにし、普通徴収者には、今月15日、納税通知書発送時に個人個人にお知らせ文書を同封しております。全国的な制度改正でありますので、納税者の方々には、ご理解をいただけるものと思っております。

次に税源移譲の税収の分もよろしいですかね。

○10番（宿利俊行君） はい。

○税務課長（大塚章雄君） 次に税源移譲による税収についてであります、今月が住民税の確定であ

りまして、まだ詳細は出ておりませんが、平成19年度現時点で住民税の納税義務者数7,605人、税額5億7,633万5,000円で、対前年度比であります。納税義務者数で86人の減、税額で約1億4,400万円増となっております。所得の、年々ですが、所得の増減はありますが、今年度廃止になりました定率による税額控除分、これは17年度分は、満額で15%で5,000万円、18年度は、経過処置で2分の1となっております。7.5%で2,600万円ほどありました。

税源移譲による税収は、定率減税分を除いた約1億1,000万円程度が増えたものと推計できます。以上であります。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） それでね、私が一番やはり心配してるのはですね、調定額が増えることは、非常に結構なことなんです。しかし、これは、調定額が増えただけでは意味がないわけ。いわば、その徴収、いわゆる収納ね、収納して、本当に収入役さん、収入役さんいませんけどですね、会計課長のところにね、入って初めて町の一般財源とこういう形で使われるわけですね。

ですから、私はね、約1億4,000万ですか、その税源移譲で増税になってるわけなんですよね。ですから、これからですね、本当にこの平成19年から先は、本当にやっぱりしっかり徴収対策をしないとですね、これまでのように、未納があつて、5年間もね、そのままとって、5年経ったから取れんから仕方ないや、その不納欠損処分をしようと、そんな安易な考えは持ちやないでしょうけどですね、そういうことではですね、ますますですね、やはりこの玖珠町財政は、私は厳しくなるんじゃないだろうかなと、そういう老婆心ながら心配をしておつて、今日聞いたわけですがですね。

でですね、更にですね、いわゆる地方六団体と申しますかね、これまあ全国の知事会などが作つておる会なんでもございますけど、このこころはですね、国税と地方税を現行の6:4ですかね、6:4から5:5、あるいはいわゆるそうですね、4:6といいますかね、地方に6をよこせというようなことを、命じておるやにまあ新聞記事あたりでは見ておりますけどですね、私はやっぱり心配するのはですね、こういう玖珠町あたりは、特にまあ担税力の弱いと申しますかね、いわゆる合併をしてない町村ではですね、こういう制度が手放しではなかなか喜べないんじゃないかなという気もするんですね。しかし、そういうふうなもう法律が決まっていくわけですから、やはり、法律に従って、やはり徴収を法律に従って、やっぱり徴収していかなければいけないんじゃないかなと。で、そういうことで自立の道は更に厳しいような気がしないでもないわけですね。

特に、今年7月の参議院議員選挙はですね、終わればですね、更に、政府はですね、公共事業の3ないし4%の削減も予想されているやに聞いておりますですね。ですから、今は選挙前ですから、そういった公共事業ですね、減すぞといたら、まあいろんな影響が出るんで、ちょっと静かにしておるような気がするんですが、そういうようなことが出てくると、更にですね、地方は一段と厳しい財政運営が強られる形になります。

そのためにもですね、やはり先ほど1点目で申しました、大型公共事業あたりのやはり見直しというのは、私はやっぱり避けては通れないんじゃないかなあというふうな気もしますが、先ほどの町長の

説明ではですね、大丈夫だとおっしゃってましたので、それはまあ執行部にお任せいたして、そういったせっかくの国の制度を無にすることなく、税金ちゅうのは、そもそもですね、その100%入ってこら当たり前のことなんです。100%とって手柄にすることねえんです。ですから、やはり100%徴収を目標にですね、頑張っていたきたいと。そういう意味では、今後大きな滞納繰越あたりが出ないように、せっかくの1億4,400万円を100%取っていただきたいというのが私の考えでございます。

次、少し視点を変えて質問いたしたいと思っています。

2番目の農業振興についてということでございます。

1点目、玖珠米のブランド化に取り組む考えはないかということでございますが、玖珠町の基幹産業はですね、これは、まあ農林業であることはご承知のとおりでございます。その中でも特に、米に対する依存度とでも申しますか、これは今も昔も変わらない。ただ、国の農業施策がめまぐるしく変化する中でですね、農家は翻弄されているといいますか、言葉はちょっとあまりいい言葉じゃないんですけど、いわゆるまあ猫の目農政とそういうふうなことも言われておるように、いわゆる減反低価格、米を取り巻く環境は依然として厳しく。私は5年、5年は、10年先はですね、本当に玖珠町の農業のいわゆる担い手はどうなっていくんだろうかなというような気もするわけでございますが、今はですね、いろんな国の施策あたりでいろいろ言っておるようになります。これはそのためにですね、例えば、なかなかこれ次々に新法が出て私もついていくのがやっこさなんです、今、品目横断的経営安定対策、そういった非常に長いですね、制度が出てきておりますけど、それはそれとしてですね、やはり10年先を見たときにですね、玖珠町の農業はいろいろあります。けど、米づくりはですね、非常にやっぱり厳しいもんがあるんじゃないかなとそういうふうに思っております。

そのような中であつてもですね、先月ですか、玖珠九重の「ひとめぼれ」の品種が米の食味ランキングで特Aというようなお墨付きをいただいたというような朗報が出ておりました。これはですね、今年の農協の通常総代会の資料というのが、私は百姓しておるんでこういうのが農協から配られてきております。で、この中でですね、冒頭にこれ、日隈組合長さんがあいさつをいたしております。ちょっと読んでみます。

下段は、幸いにも平成18年産米、全国食味ランキングにおいて、玖珠地方のひとめぼれが最高ランクの特Aに選ばれました。滋賀県以西の（以西にとしますか）の特A評価は、当地域だけであり、平成16年産米に続くもので、耕畜連携による土づくりや減農薬などの安全・安心の農家の取組みが実り良質米産地を不動のものにしました。今後は、この評価を販売メリットに生かし、情報発信や商品開発など、生産価格へ還元する体制の強化を図ってまいり所存であります。

こういうことが書かれております。本当に素晴らしいことだというふうに思っておりますが、これはまあですね、玖珠米の評価というのは、前々からあったわけなんです、特に、福岡とか、あるいは熊本方面ではですね、大変人気がありますが、残念ながら玖珠米がないというような現象が起きておるといことは、もう皆さん方もご案内のとおりだとそういうふうに思っております。

したがいまして、そこでですね、玖珠米のブランド化を図り、付加価値を付けて、いわゆる生産流

通販売の一貫体制を考えてはいかがでしょうかというようなことをございます。大分県もですね、今年からそのようなことを取り組むというふうに言われておりますので、ひとつ行政のですね、そういった積極的なフォローをしつつ、米のですね、珍珠米のブランド化を図っていただきたいなということでもあります。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長兼農業委員会事務局長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 珍珠米のブランド化に取り組む考えはないかということでの伺いのようにありますので、一応ブランド化の考え方、これについて議員さんご承知だと思いますけど、説明をしておきたいと思います。

まず、ブランドの意味において、3つ、3通りの考えがあろうかというふうに思います。

1つ目は、サービスレベルの、サービスレベルでのブランド、その商品やサービスは、誰が生産あるいは誰が提供しているかという出处、表示ブランド。

2つ目が、消費者の消費、サービスの品質に対する期待を保証、間違い、確実に間違いのないですよという品質保証機能ブランド、これがこの2つが幅的に見ますと狭いところのブランド、狭義のブランドであるというふうに思っております。

それから、3つ目が、これらを重複して形成される、より広域的な地域の商品やサービスでのブランド、広義ブランドであると思います。例えてみますと、関あじ、関さば、豊後牛は、狭義のブランドであり、より広域的なブランドでは、京都とか北海道など、伝統文化で培われた地域の広い名で育成された産品ブランドであろうかと思えます。この3つの機能を兼ね備えて、初めてブランド商品といえると思っております。

大分県が進めている計画では、すべてが揃った広域的な地域ブランドを目指しております。その大分らしさを出すために、併せて地域の商品サービスレベルの地域ブランドを目指しております。産品地域ブランドを支えるには、地域のイメージが必要であります。地域イメージとは、消費者にその地域を強く認証づけ、商品サービスの個別ブランドに付加価値を高めなければなりません。その付加価値は文化や歴史、突出した風景、地域づくり、活動など欠くことのできない条件だというふうに思っております。

特に、米、野菜については、安全、安心が第一であります。生産物の安心や安全性や品質、保証など、消費ニーズを満たす多様性かつ効率的な生産体制や地域資源を活用した米づくりを、現在珍珠町としては行っております。平成14年度より特別栽培米、かけぼし米については、以前からブランド米として売り出しております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 鋭意取り組んでおるということで、今日ですね、こういった食味ランキングで特Aというようなことがなされたのかなということなんだろうと思いますが、更に突っ込んでですね、これからはですね、やはり知恵の出し比べじゃないかなというふうに私思うんですね。

これはまあ参考までにですね、これは先日新聞に出てた。これはですね、臼杵のある醤油会社が木製の樽に醤油を入れて3年間寝せてこれを売りますよと。なんで売らかったら、ネット販売だと、ですから、価格が分からないんですね。ですから、今ですね、そういう時代なんですね。ですから、私はこれはですね、何も醤油に限ったことじゃない。昔から粳の貯蔵というのはですね、いわゆる穀びつちゅうのがあってですね、ほとんどの家庭にはですね、今からちょっと余談なんですけどね、大きな木で作ったこういう、漢字数字ですかね、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、だから十まであるところは、それには粳が10穀入っちゃうというようなことですね、目安として、その穀びつには10穀入って、10あれば10穀入っちゃう。15あれば15穀入っちゃうちゅうことですね、粳を保存して、それを販売あるいは保有米としてきておるわけなんですね。

ですから、歴史は繰り返すとでも申しますかね、この私は臼杵の醤油のことをね、新聞で見たとき、これは玖珠町もですね、本当にこういうふうなことをですね、まああんたその木材あるし、今後ですね、どっかその中山田の運動公園の近所でもいいです。大きな米の穀びつを作ってですね、そして玖珠町に行くと、粳で自分たちのいいようなね、米が買えますよとか、なんかそげなふうなこうね、夢のあるようなことはできんかなとそういうようなことも、実は私はその突飛な考えなんですけどね、考えてみたけど、この私はね、臼杵のやっぱ醤油を考えたときにですね、もうこれは醤油なんていうのは、もう昔からね、蔵かその倉庫で、もうほとんどの家庭がみな醤油味噌ちゅうのは桶で作りよった。何もこら目新しいこっじゃないんです。しかし、今日的なですね、やっぱこういうふうな情勢の中では、やはりこういうのが消費者には受けるのかなと。そうなればですね、やはりそういったことも視野に入れながらいくこともどうかなというような気がするんですね。

ですから、先ほど課長がおっしゃったようにですね、いろんな立場でなさっておるでしょうけど、まあひとつこれは行政だけでできるわけじゃないんですね。ですから是非まあ農協の組合長さんもおっしゃっているようにですね、やはり農協と行政がタイアップして、そういったこともですね、これまあ行政がなかなかね、米を売るちゅうことはできませんから、あるいはそういうふうな農業団体の方々にもそういう施設でも造ってですね、みたらいかがかというような考えがないかどうかですね、ちょっと、まあ。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長兼農業委員会事務局長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 議員さんも行政に長らくおられまして、農林課と重責を担って計画等の中身に入っております、その知恵を行政に効率的、効果的な運営をするためにその知恵をいただきたい。また具体的提案もいただきたいなというふうに思っております。

そういう中から、今、町、農林課、町行政が本町がやっておりますことは、本町、九重町、農協一体となって、玖珠九重地域水田農業推進協議会というのを作っております。で、その中で、玖珠町水田、玖珠九重地域水田農業ビジョンというのを策定しております、その中で、消費者ニーズに即した食味がある米、安全性等勘案して、かけぼし米、それから低タンパク米、特色ある米生産を推進しますというようなビジョンがあって、それを一応進めております。

それを平成22年度までに、地域の実情に合わせて、米づくり本来の、本来あるべき姿ということで、それを実現を目指していきたいというふうを考えて、その水田ビジョン、三者一体となって三者、県も含めてなんですけど、四者含めて一体的となってやっていこうと。大分県が目指しているブランドとすれば、先ほど言いましたように大分県が核となって、その地域、地域のブランドを育てていって、総合的なブランドを育てていくということでもありますので、地域が競い合って、地域ブランド作って大分県、大分ブランド作っていく。その中で、玖珠につきましましては米、昨年先ほど議員が申しましたように、特Aが17年、16年と17年特Aになりましたけど、この特Aを作るために誠心誠意努力しているところであります。この特A食味ランキングの上位を目指すために、各、米づくり、米部会がありまして、その米部会の中で検討しているというふうな現在のところであります。以上であります。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） ちょっと今、農林課長はですね、かけぼしの話が出たんですが、以前はですね、役場もかけぼしの奨励金を出しておった時期がありましたですね。今出しておるかおらんか。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長兼農業委員会事務局長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 町単独では出しておりませんが、水田協議会の方の中から、特別栽培米とかげぼし米については加算をしております。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 今言いましたように、ブランド化するためには、いろんなですね、どう申しますか、付加価値を付けていかなければなりません。その中でもですね、特に今言ったかけぼし、それから有機質ですね、それから減農薬、もう無農薬というのがまず絶対ない。農業、稲づくりの中で無農薬なんちゅうことは考えられません。したがって、減農薬だろうと私はそういうふうに理解しています。ですから、このかけぼし米あたり、今かけぼし米が云々と言われておるけどですね、実際問題として、かけぼしはもう年々減っておるんですね。これはもう当たり前のことで、そらもう農業のそのいわゆる省力化ですね、いわゆるじいちゃんばあちゃん農業になって、もうとでもかけぼしよったってなかなかできるこっちゃないけど、しかしですね、やっぱ消費者はかけぼしのいわゆる自然乾燥したお米がほしいと言う方が非常に多くいらっしゃるからですね、したがって、そういった意味からも、かけぼしをまず推進をしていただきたいということなんですね。

そして、今ですね、この特Aに私がねなったというのを、考えてみますとですね、これはおそらくかけぼし米じゃなかったと思うんですね。コンバインでいわゆる人口乾燥して、それでもね、やはり玖珠の米がおいしいと、これはもうね、栽培だけじゃないんですね。米づくりちゅうのは、その地域、あるいは土地とか、そういう条件が加わらないとですね、ただ、肥培だけでね、米の味を出そうたって、なかなかできるもんじゃない、私はそういうふうに思っています。

ですから、玖珠の場合はですね、いろいろ昔から一番おいしいのは、北山田の米山近所がうまいとか、いわゆる牧の原についたね、その周辺の田んぼがですね、非常に米の質がいいと言われるように、ですから、そういったところはですね、やはり今後ですね、勿論減反もあるでしょうけれども、積極

的にそういう良質米の取れるところをやはり残して行って、おっしゃったように、いわゆる玖珠米のですね、さらにまあ消費が好まれるような品質にさせていただきたいとそういうふうに思っております。

もうちょっと時間がなくなりましたので、一応これで終わらせていただきます。あとの2点につきましては、また、後日機会を見ましてですね、お尋ねいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ご協力ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日20日から27日までは、各常任委員会及び議案考察のため休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年6月19日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員